

2 法的紛争一般の動向

2.1 主な調査結果等

紛争の発生から解決に至る全体像を把握し、法的紛争一般の動向に影響を与える社会的要因について検証を深めるため、法的紛争一般を対象とする国内実情調査として、地方部の県庁所在地であるA市及びB市、島しょ部のC市（独立簡裁所在地）、地方部のD市（独立簡裁所在地）を訪問し、市役所、消費生活センター、商工会議所、法テラス及び独立簡裁においてその実情を聴取するとともに、都市部（都内）の消費生活センターにおいてその実情を聴取した。また、遺産紛争を中心とした家事事件を対象とする国内実情調査として、E市（政令指定都市）の法テラス、弁護士会法律相談センター、社会福祉協議会、家庭裁判所、公証役場においてその実情を聴取した。さらに、高齢社会等ヒアリングにおいて少子高齢化の状況等の調査を行い、保険制度に関する基礎調査において弁護士保険に関する調査を行うなど、法的紛争の動向に大きな影響を与えるものと考えられる諸要因について、各種調査を実施したところである。

上記の国内実情調査における聴取内容は、あくまで各訪問先の実情であり、これらを直ちに一般化することはできないが、そこでの聴取内容を手がかりとして、法的紛争一般の動向に影響を与える諸要因を抽出して整理の視点を示すことは可能と考えられるので、以下においては、法的紛争の動向につき、国内実情調査も含めた上記の各種調査結果を検証検討会事務局において収集した統計資料等と併せて整理することとする。

2.1.1 潜在的紛争の存在

国内実情調査においては、裁判外の紛争の実情として、各種相談機関に多数の相談案件が寄せられており、裁判所に持ち込まれている事件は、いわば氷山の一角にすぎないといえるが、社会内に発生した法的紛争を弁護士、行政機関、司法機関その他の紛争解決に関わる機関等が認知することをもって「法的紛争の顕在化」ととらえた場合、なお、多くの法的紛争が顕在化することなく、社会内に潜在化している実情がうかがわれる。

2.1.1.1 紛争の実情（多数の相談案件の存在）

法的紛争一般の動向を検討するに当たっては、まず、紛争の実情として、地方自治体の市民相談、消費生活センター、法テラス、弁護士会の法律相談センターについて、多数の相談案件が寄せられている各相談機関の現状を統計的に俯瞰した上で、国内実情調査において示された法的紛争を潜在化させる諸要因について整理することとする。

○ 地方自治体の市民相談

- * 地方自治体（市役所等）では、行政サービスの一環として、日常発生する様々な悩み事に関する相談を対象とする一般相談、弁護士による法律相談のほか、各専門家による税務相談、登記相談等が実施され、相談を通じて、助言や他の紛争解決機関の紹介などが行われており、地域住民にとって身近な相談機関として、紛争解決プロセスの中で重要な役割を果たしている。

* 国内実情調査において訪問ないし情報提供を受けた市役所の法律相談の件数は、【表 1】のとおりであり、地方部においても、相当数の相談が地方自治体の市民相談に寄せられているといえる¹。

【表 1】 各実情調査先の相談件数，相談の処理状況
(各実情調査先での提供資料等による)

A 市役所 (地方部の県庁所在地)

年度	平成 2 1	平成 2 2
市政相談	7,031	7,735
一般相談	6,596	6,413
法律相談	1,245	1,230
税務相談	115	139
登記相談	197	190
交通事故相談	487	409
雇用相談	392	323
その他	185	210
合計	16,248	16,649

B 市役所 (地方部の県庁所在地)

年度	平成 2 1	平成 2 2
市政相談	5,190	5,266
交通事故相談	67	47
法律相談	1,074	1,051
登記相談	155	157
不動産	139	144
その他	543	2,218
合計	7,168	8,883

E 市役所 (政令指定都市)

年度	平成 2 1	平成 2 2
法律相談	5,297	5,314
司法書士相談	595	642
家庭生活相談	3,017	2,962
交通事故相談	1,019	926
行政相談	667	612
多重債務相談	135	121
不動産相談	52	43
人権相談	55	57
家事手続相談	245	207
税相談	168	175
合計	11,250	11,059

各区役所の相談件数も含む

○ 消費生活センター²

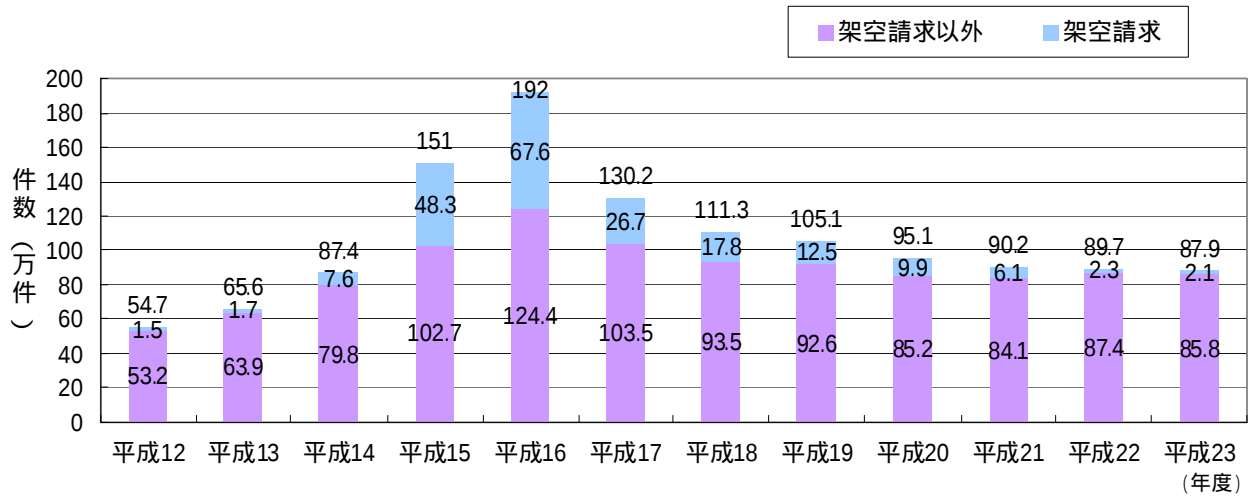
* 消費生活センターは、都道府県・市町村（特別区を含む）が消費安全確保等の事業を行うために設置する施設又は機関であり、地域住民の消費者問題を解決する拠点として、消費生活相談、消費者への支援、消費生活情報の収集と提供等の業務を行っているほか、裁判外の紛争解決（あっせん）を行うなど、消費者紛争の解決プロセスにおいて重要な役割を果たしている。なお、消費者安全法では、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談等の事務を行うための施設（消費生活センター）の設置義務が都道府県に課され、市町村にその設置の努力義務が課されている。

* 昭和 59 年から運用が開始された P I O - N E T（全国消費生活情報ネットワーク・システム）では、全国の消費生活センター等が受け付けた消費生活相談の中の「苦情相談（危害情報を含む）」の収集が行われている。P I O - N E T に登録された消費生活相談情報の総件数（平成 24 年 5 月末日までに P I O - N E T に登録されたもの）は【図 2】のとおりであり、平成 16 年度のピーク時には約 192 万件に達し、その後、架空請求に関する相談の減少に伴って相談件数に減少傾向が見られるが、相談件数は相当数（平成 23 年度の相談件数は 87 万 8598 件）に上っている。

¹ 平成 22 年 10 月 1 日時点の各市の人口は、A 市及び B 市が 50 万人前後（A 市は 50 万人以上の都市、B 市は 50 万人以下の都市）、E 市が約 200 万人である。

² 名称については、地方自治体によっては、消費者センター、消費者相談室などの名称が用いられており、市役所の市民相談室の担当として設けられている場合もある。本報告書では、国内実情調査での具体的な訪問機関の名称にかかわらず、「消費生活センター」と表記する。

【図2】消費生活相談の年度別総件数の推移



独立行政法人国民生活センター編「消費生活年報2012」による。

○ 商工会議所

- * 商工会議所では、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律における経営改善普及事業として、経営指導員等による金融相談・あっせん事業をはじめ、弁護士による法律相談、各専門家による企業ドック、創業支援事業や事業建て直しのための再生支援事業、税務・記帳指導等を実施している。
- * 国内実情調査において訪問した地方部（Ｂ市）の商工会議所の平成22年度相談実績は、4186社に対し7258回に達している（なお、同商工会議所における同年度の法律相談の実績は61件となっている。）

○ 法テラス

- * 法テラスは、総合法律支援法に基づき、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者（弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者）のサービスをより身近に受けられるよう、利用者からの問い合わせ内容に応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する「情報提供業務」、経済的に余裕がない者が法的トラブルに遭ったときに無料で法律相談を行う「法律相談援助」、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う「代理援助」、民事裁判等手続に必要な書類の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えを行う「書類作成援助」を内容とする「民事法律扶助業務」などを行っている。
- * 法テラスの業務実績は、【表3】のとおりである。法律相談援助の件数は、平成18年10月の業務開始から増加傾向が続いており、平成23年度は28万0389件となっている。代理援助及び書類作成援助については、業務開始から平成22年度まで増加傾向が続いていたが、平成23年度は、代理援助の件数が平成22年度の11万0217件から10万3751件に減少し、書類作成援助の件数が平成22年度の7366件から6164件に減少した。

【表3】 法テラスの業務実績の推移

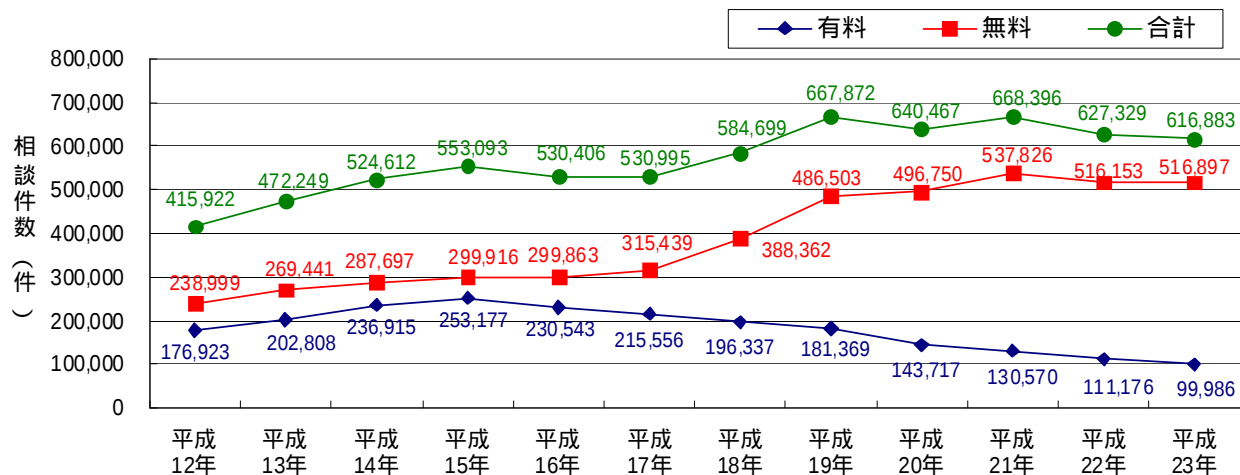
業務	平成18年度 (10月～3月)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
情報提供業務						
コールセンター問合せ件数	128,741	220,727	287,897	401,841	370,124	339,334
地方事務所問合せ件数	-	-	188,661	247,172	234,614	198,963
民事法律扶助業務						
法律相談援助件数	64,837	147,430	179,546	237,306	256,719	280,389
代理援助件数 当期開始決定分	32,768	68,910	80,442	101,222	110,217	103,751
書類作成援助件数 当期開始決定分	2,024	4,197	5,101	6,769	7,366	6,164
契約弁護士数	8,523 平成19年3月現在	10,318 平成20年3月現在	11,802 平成21年3月現在	13,401 平成22年3月現在	15,037 平成23年3月現在	16,570 平成24年3月現在
契約司法書士数	3,463 平成19年3月現在	4,174 平成20年3月現在	4,670 平成21年3月現在	5,090 平成22年3月現在	5,617 平成23年3月現在	6,065 平成24年3月現在
認知度	-	22.6% 平成20年2月現在	24.3% 平成21年2月現在	37.3% 平成22年2月現在	38.7% 平成23年1月現在	42.1% 平成23年12月現在

法テラス「平成23年度業務実績報告書」による。

○ 弁護士会等の法律相談

- ＊ 弁護士会等による法律相談の件数の推移は、【図4】のとおりである。平成21年度の相談件数は、合計が66万8396件、うち有料法律相談の件数が13万0570件、無料法律相談の件数が53万7826件であったが、平成23年度の相談件数は合計が61万6883件、うち有料法律相談の件数が9万9986件、無料法律相談の件数が51万6897件に減少している。

【図4】 弁護士会等での法律相談数の推移



日弁連「弁護士白書(2003年版～2012年版)」による。

「無料」は、法テラスの法律相談援助、日弁連交通事故相談センターの相談業務及びその他の無料相談の件数。

法テラス及び交通事故相談センター以外の法律相談件数は、日弁連が弁護士会に対して実施したアンケートによるもの。

その他の無料相談には、弁護士会主催・自治体提携・社会福祉協議会等が含まれるが、弁護士会によってこれらの件数を把握していない会もある。

2.1.1.2 紛争の潜在化の実情

(1) 紛争を潜在化させる諸要因の実情

国内実情調査においては、紛争を潜在化させる諸要因について、以下のような指摘がされた。

- 紛争を好まない風土等

(独立簡裁での聴取内容)

- * 紛争の発生ないし顕在化を抑制する要因として、特に地方部において、強固な地縁・血縁関係、共同体の和を乱すことを望まない住民の意識、伝統的な考え方(「金持ちけんかせず」や「事なかれ主義」など)に基づく紛争を好まない地域性や長期間にわたり近隣関係が変わらないため一時的な迷惑は「お互い様」と考える風土がある。
- * 長男が当然に親の面倒を見るという考えが浸透しており、親が亡くなって相続が発生する場合でも、長男が相続するという形で比較的速やかに決着することが多い。

○ 法的解決を躊躇する意識³

(地方部の消費生活センターでの聴取内容)

- * 特に郡部や離島の住民は、消費者被害に遭ったことを周囲の人に知られたくないため、トラブルになっても、地元では相談に行きたがらない人が多い。

(商工会議所での聴取内容)

- * 都市部とはいっても地方都市であるので、比較的コミュニティのつながりが残っている。そのため、トラブルを他人に知られたくないという意識から、相談に訪れないという例はあると思われるが、消費者相談では、余り周囲の目を気にしていないようにも思う。もっとも、特に小規模な自治体では、周囲の目を気にしてトラブルを相談しにくい状況があるように感じる。

(独立簡裁での聴取内容)

- * 地縁・血縁関係が強く、周囲の目も気になることから、一般的な市民間の紛争を裁判所に持ち込むことを避ける傾向がある。
- * 当地の住民の特色としては、公的機関等に相談に行っていることを近隣の人に知られたくないという人が多いと感じており、手続案内の際、「近所の目があるので、大事にしたい。」と述べる利用者や、手続指示を行い、申立書を交付しても、結局、申立てをしない利用者もいる。

○ コミュニティ内での紛争の解消

(独立簡裁での聴取内容)

- * 地域のコミュニティが強固な地方部では、地域の世話役的な人物が紛争の予防・解決機能を担うなどして、紛争を未然に予防したり、これを解決してきた。

○ 法的解決に対する経済的インセンティブのなさ

(独立簡裁での聴取内容)

- * 経済規模の小さな地方部では、取引に係る紛争額が金銭的に少額であり、経済的メリットが乏しいため紛争として顕在化しなかったり、遺産紛争についても、遺産である土地が廉価で流通性に乏しい山林や耕地であることが多く、登記名義を変更する必要性が乏しいため、費用をかけてまで紛争を解決しようとするインセンティブが生じず、登記名義が被相続人名義のまま放置され、事件がいわば「沈んだ」状態になるなど、紛争として顕在化しにくい現状にある。
- * 遺産分割事件の新受件数が少ない(過去5年で3件)のは、費用をかけてまで事件を裁判所で解決するイ

³ 民事裁判制度に関する意識調査の結果によれば、裁判の開始に当たって躊躇があったか否かの質問について、裁判の開始に躊躇を感じた旨の回答をした者の割合は、2006年の調査では全体の45.6%、2011年の調査では全体の46.7%であった(2006年報告書・前掲1.5.1脚注4・36頁、2011年報告書・前掲1.5.1脚注4・49頁参照)。

また、2005年に層化二段無作為抽出法によって抽出された2万5014人の日本人男女を対象として実施された紛争行動調査(以下、単に「紛争行動調査」という。)によれば、「裁判所という場所に行くこと自体なんだかこわい」という質問については、肯定的回答(「どちらかといえばそう思う」、「そう思う」又は「強くそう思う」のいずれかの回答)が過半数を超え(それぞれ31.56%、22.19%、4.47%、合計58.22%)、また、「裁判をおこすにはよほどの決心が必要だ」という質問については、肯定的回答が9割を超えた(それぞれ23.13%、48.64%、19.51%、合計91.28%)(松村良之・村山真維編「現代日本の紛争処理と民事司法①法意識と紛争行動」56頁及び59頁(東京大学出版会、平成22年))。

ンセンティブが働かないためと考えられ、所得が少なく、勝訴判決を得ても執行手続による回収が困難なため、紛争利益が少ないものは訴訟事件にまでは至らないという事情もある。

○ 法的解決の時間的・金銭的成本⁴

（市役所での聴取内容）

- * 弁護士による法律相談を希望する相談者は多いが、弁護士会での相談を勧めると、弁護士の報酬や費用の心配をする者が多い。
- * 市内には弁護士事務所が多いため、弁護士は市民に身近な存在であるとの見方もあるが、報酬・費用への不安や敷居の高さを感じている市民も少なくないように思う。

（地方部の消費生活センターでの聴取内容）

- * 消費者紛争に関する講座の受講者に尋ねたところ、トラブルになった際に相談に行くのは第一に警察、次いで市役所や町村役場と答える者が多く、弁護士に相談すると答える人は少ない。弁護士には費用の点で不安を感じているほか、敷居が高いという感覚を持っている人が多い。裁判所の手続についても、時間とお金がかかるというイメージを持っている人が多い。

（商工会議所での聴取内容）

- * 裁判手続に要する費用・期間や弁護士費用の説明により、裁判手続に進むことを断念する事例も少なからず見られる。

○ 法的アクセスの不十分

（弁護士会法律相談センターでの聴取内容）

- * 地方部の住民では、そもそも直面している問題が法律相談に行くべきものなのかが分からないということがある。法律問題であると理解できた住民は弁護士に相談に行くが、そうでない住民も多数おり、地方に行けば行くほど、その数は多くなるものと思われる。
- * 住民にとって最も身近な相談機関である地方自治体でも、法的問題を含む事案をどこに紹介したらよいのかが分からないという実態もあり、地方部に開設されている法律相談センターの存在自体が住民や自治体に十分に認識されていないということもあった。
- * 法律相談センターを設置しても、それだけでは住民にとって利用しやすいものとはいえないのであり、弁護士が積極的に住民の中に入って行き、住民が、困ったことがあったら弁護士に相談しようとするような意識や文化を作っていくことが大切と考えている。

(2) 多数の潜在的紛争の存在を示唆する事情

○ 法的解決に対する潜在的ニーズ

（独立簡裁での聴取内容）

- * 島しょ部の独立簡裁では、相談機関の紹介に苦慮することがあり、島外の弁護士が来訪して実施される法律相談は常に盛況のようである。
- * 島しょ部では、島外への移動は不便で、かつ、金銭的な負担も大きいため、島外の弁護士を利用できるのは、費用負担が可能な島民や企業に限られているのが実情であり、島内で弁護士を利用できる環境が整えば、今まで潜在化していた紛争が一挙に顕在化する可能性がある。

（法テラスでの聴取内容）

- * 地方部や島しょ部においても、紛争解決のニーズは高く、予算の限界はあるが、広報活動に力を入れると

⁴ 民事裁判制度に関する意識調査の結果によれば、裁判の開始に当たって躊躇した理由について、「裁判をするには、費用がかかると思った」という理由に対する肯定回答は、2006年の調査では79.0%、2011年の調査では72.2%となっており、「裁判は、時間がかかると思ったから」という理由に対する肯定回答は、2006年の調査では79.7%、2011年の調査では73.8%に上っている（2006年報告書・前掲1.5.1脚注4・37頁、2011年報告書・前掲1.5.1脚注4・51頁参照）。

相談件数が伸びる効果が見られる。

○ 膨大な暗数の指摘⁵

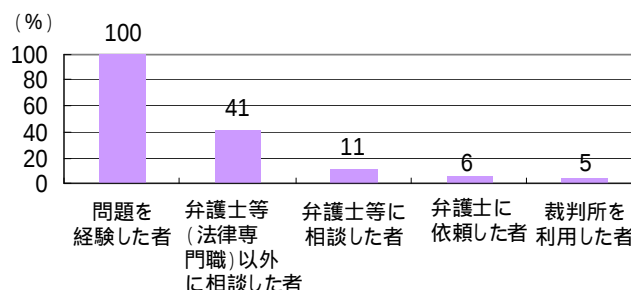
(地方部及び都内の消費生活センターでの聴取内容)

- * 消費者紛争については、相談件数として統計に表れない暗数が、実際の相談件数の 10 倍程度にも上る。

(社会福祉協議会での聴取内容)

- * 高齢者の場合は、例えば消費者被害に遭っていたとしても、そのこと自体の認識がない場合もある。

【参考】 脚注 5 のイメージ (紛争行動調査の結果)



2.1.2 潜在的紛争を顕在化させる要因

裁判外の紛争の実情として、多数の潜在的紛争の存在がうかがわれるが、他方で、国内実情調査や高齢社会対策等ヒアリングでは、少子高齢化等の進行、家族観及び家族規範の多様化、地域コミュニティの変化などの「社会の変容」、法教育の進展等を背景とした紛争解決に対する「意識等の変化」、法曹人口の増加や弁護士保険の広がり等を背景にした弁護士等へのアクセスの向上やインターネットの普及による法情報へのアクセスの向上などによる「法的アクセスの容易化」といった諸要因が紛争の動向に影響を及ぼしていることをうかがわせる実情が紹介されたところである。なお、社会構造や産業構造が複雑化する現代社会において、将来の社会の変容を予測することは極めて困難であることから、統計的な裏付けがあって今後の方向性が明確であり、かつ、法的紛争の動向に与える影響が大きいと考えられる少子高齢化の状況を中心的な検討対象とした。

今後、上記の各種要因により、これまで潜在化していた紛争が法的紛争として顕在化し、さらには、質的にも複雑化・多様化し、事案によっては先鋭化していくことが想定される。

2.1.2.1 社会の変容

(1) 少子高齢化等の進行

○ 高齢社会の現状等

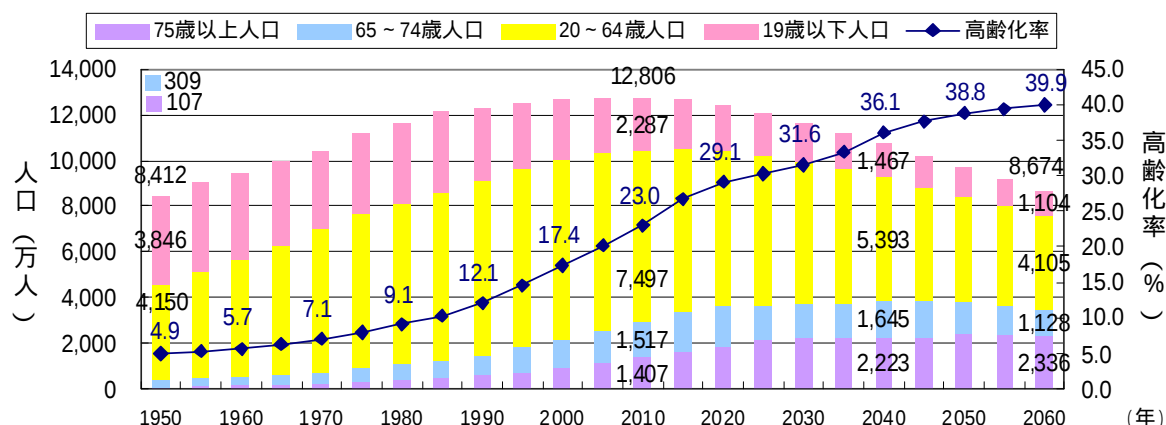
高齢社会等ヒアリングにおいては、以下のような事実関係の指摘や統計の紹介がされた。

- * 我が国における高齢化の状況について見ると、平成 22 年時点の 65 歳以上の高齢者の人口 (以下「高齢者人口」という。) が総人口に占める割合 (以下「高齢化率」という。) は、約 23.0% であり、平成 72 年 (2060 年) にはおおむね 40% に達する見通しとなっている (【図 5】 参照)

⁵ 紛争行動調査によれば、問題を体験した者を 100% とすると、弁護士等 (法律専門職) 以外に相談した者が 41%、弁護士等に相談した者が 11%、弁護士に依頼した者が 6%、裁判所を利用した者が 5% となっており (松村良之ら・脚注 3・94、107 頁)、この結果を踏まえ、「第 3 者機関への相談はあまり行われておらず、弁護士への依頼や裁判所利用は、問題の一部についてなされているにすぎない。我が国の社会における民事紛争についての全国的な統計資料として、裁判所手続の利用状況を示す司法統計年報が存在するが、これによっては、紛争の全般的状況のいわば氷山の一角しか把握できないことが明らかである」との指摘がされている (松村良之ら・前掲 108 頁)。

また、全国の 20 歳から 70 歳までの個人を対象 (有効な回答者数は 5330 人) に 2006 年に実施された法使用行動調査 (以下、単に「法使用行動調査」という。) の結果では、トラブル経験者 1850 人のうち、専門の機関・団体や専門家に相談した人は 27.8% であった (梶村志郎・武士俣敦編「現代日本の紛争処理と民事司法②トラブル経験と相談行動」53 頁 (東京大学出版会、平成 22 年))。

【図5】 高齢化の推移と将来推計



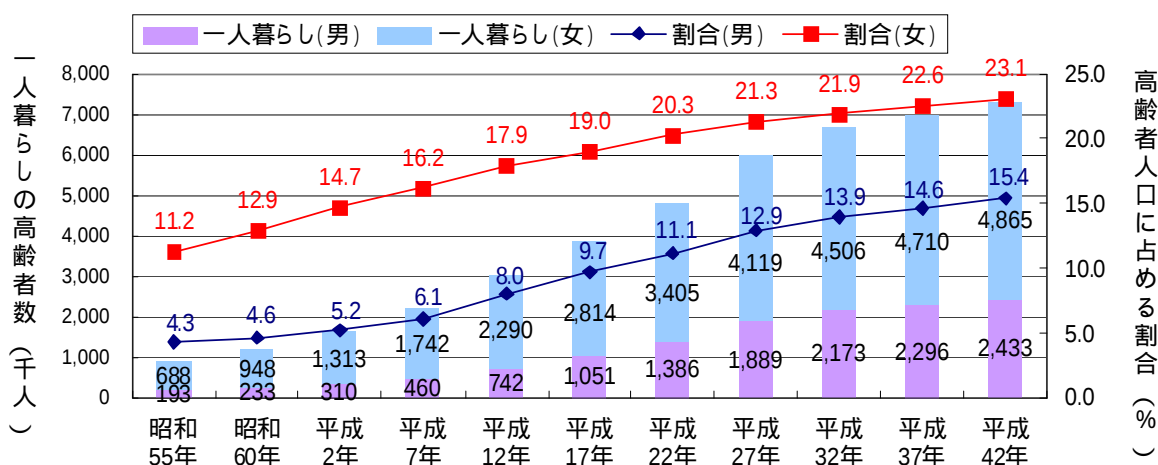
内閣府「平成24年版高齢社会白書」による。

2010年までは総務省「国勢調査」、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果である。

1950年～2010年の総数は年齢不詳を含む。

- * 高齢者人口は、団塊の世代が65歳になる平成24年から平成26年にかけて、100万人ずつ増加する見通しである。
- * 都道府県別の高齢化率は、昭和50年当時においては全都道府県で14%未満であったところ、平成47年にはほぼすべての都道府県で30%以上となる見通しである。また、都道府県別の高齢者人口について、平成17年と平成47年を比較すると、都市部に居住する高齢者が大幅に増加する見通しである。
- * 高齢者の単身者比率は、今後、急速に上昇し、平成32年には女性が21.9%、男性が13.9%になる見通しである(【図6】参照)。

【図6】 男女別単身者数及び高齢者人口に占める割合



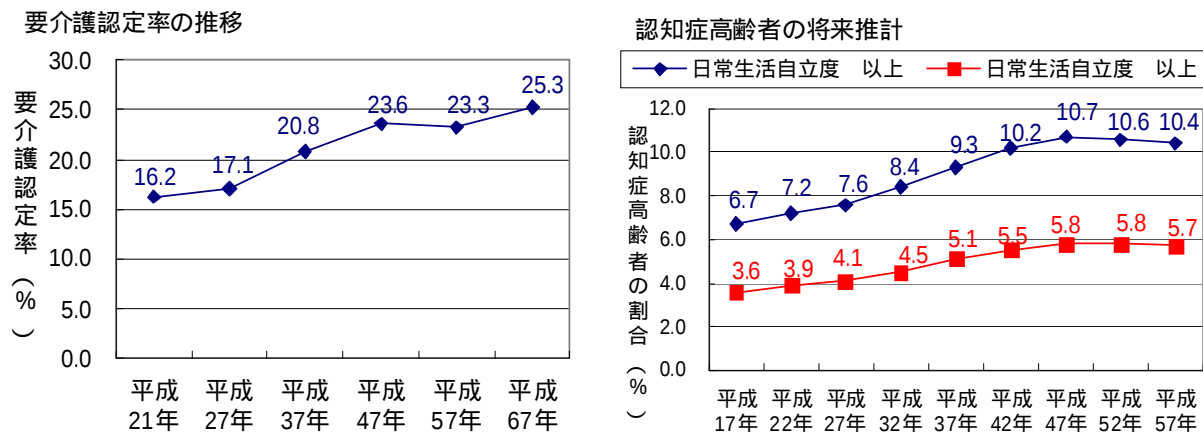
平成22年までは総務省統計局「国勢調査」、平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計 2013(平成25)年1月推計」、同「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」の出生中位・死亡中位仮定の推計結果による。

一人暮らしとは、上記調査・集計における「単独世帯」のことを示す。

- * 高齢者人口に占める要介護認定率は、平成67年には平成21年の1.5倍の25.3%まで増加する見通しである。また、高齢者人口に占める認知症の高齢者割合は、平成22年には、日常生活自立度(日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態)以上が約7%、日常生活自立度(日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見

られ、介護を必要とする状態)以上が約4%であったのに対して、平成47年以降には、それぞれ約10%、約6%に増加する見通しである。(【図7】参照)

【図7】 高齢者人口に占める要介護認定率及び認知症高齢者の割合の推移



第43回検証検討会(高齢社会対策等ヒアリング)で聴取者から提供を受けた資料(厚生労働省老健局資料に基づくもの)による。

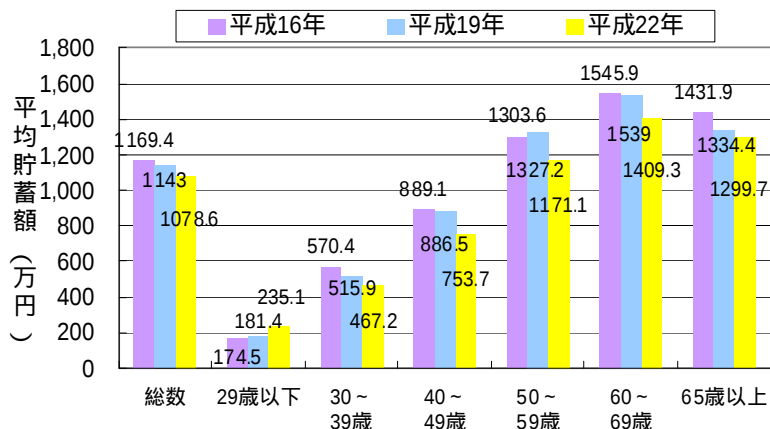
平成27年以降は推計値であり、年齢階級別要介護認定率を一定と仮定して試算したものである。

第43回検証検討会(高齢社会対策等ヒアリング)で聴取者から提供を受けた資料(高齢者介護研究会報告書(平成15年6月)に基づくもの)による。

要介護認定に用いられる「認知症高齢者の日常生活自立度」においてランク 以上と判断される高齢者数を推計したものであり、必ずしも医学的な認知症の確定診断を経たものではない。

* 高齢者世帯の平均貯蓄額は、平成22年において1299万7000円であり、全世帯の平均貯蓄額より高い。もっとも、平成16年時点の平均貯蓄額と比べた減少率は、高齢者世帯において約10%であり、全世帯の約8%に比べて大きい(【図8】参照)。

【図8】 世帯主の年齢別にみた一世帯あたりの平均貯蓄額



厚生労働省「国民生活基礎調査」による。

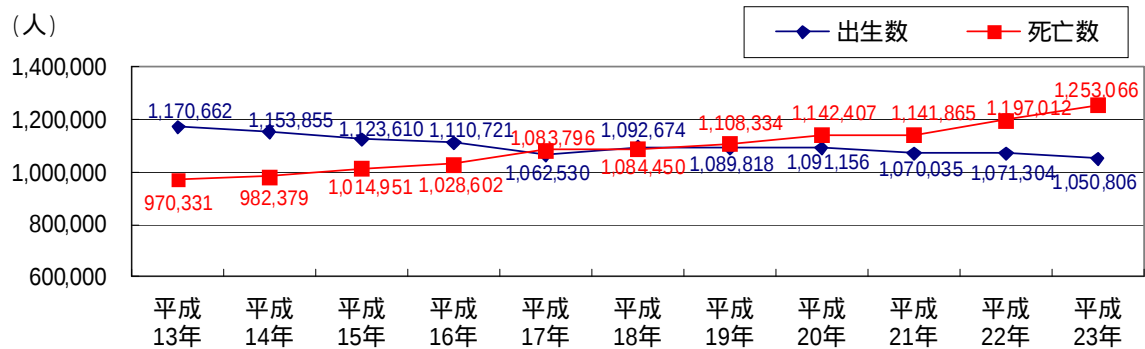
高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

○ 関連する統計データ

前記の高齢社会等ヒアリングにおいて紹介された統計データのほか、少子高齢化の進行状況や高齢者の資産状況を示す統計データとして、以下のものがある。

* 出生数は、平成13年当時は約117万人であったが、平成23年には約105万人まで減少した。これに対し、死亡者数は、平成13年当時約97万人であったが、平成23年には125万人を超えた。(【図9】参照)

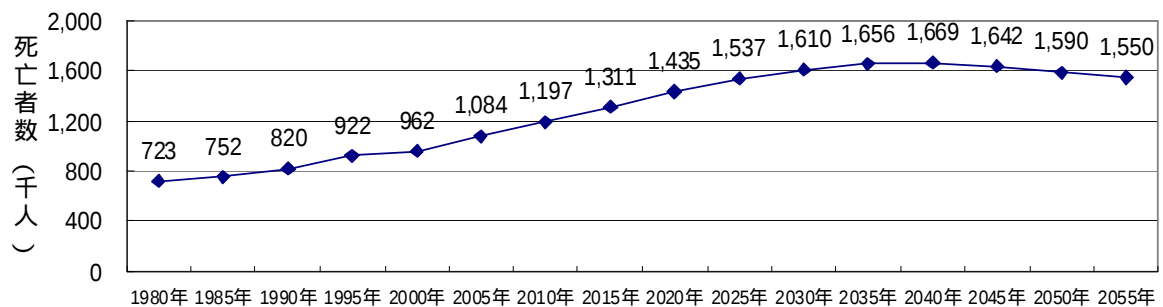
【図9】 出生数と死亡数の推移



厚生労働省「平成23年人口動態統計」による。

- * 死亡者数の推移と将来推計は【図10】のとおりであり、高齢化の進行に伴って死亡者数は2040年（平成52年）頃まで増加を続け、平成23年時点で既に125万人に達している年間の死亡者数は、平成52年頃には更に約1.3倍（約167万人）にまで増加する見込みとなっている。

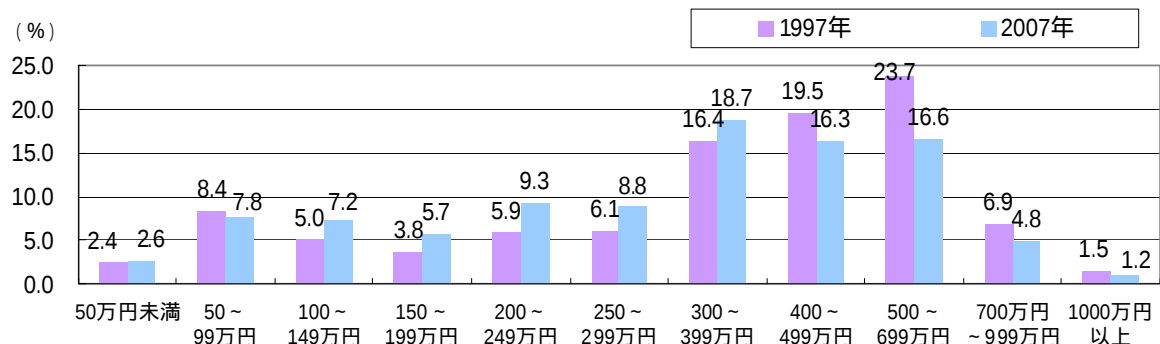
【図10】 死亡者数の推移と将来推計



2010年までは厚生労働省「人口動態統計」による死亡数（いずれも日本人）、2015年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定の推計結果（日本における外国人を含む）による。

- * 子育て世代である30代の所得分布を見ると、平成9年には、年収が500万から699万円の雇用者の割合が最も多かったが、平成19年には300万円台の雇用者が最も多くなっており、この10年間で低所得層にシフトしている⁶（【図11】参照）。

【図11】 子育て世代（30代）の所得分布



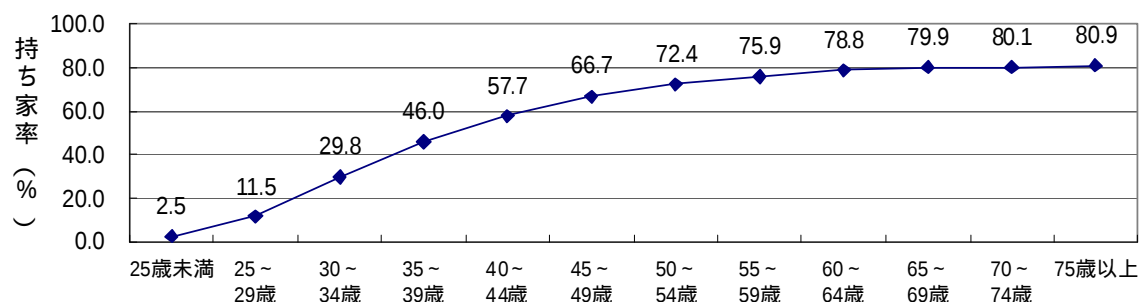
総務省統計局「就業構造基本調査(2007)」による。

⁶ 内閣府「平成23年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況(子ども・子育て白書)[概要]」27頁(平成24年)参照。

- * 各世代の資産状況については、【図 12】のとおりであり、高齢者世帯ほど持ち家率は高く、平成 20 年の統計では 70 歳以上の世帯の持ち家率は 80%を超えており、また、世帯当たりの家計資産は、高齢者世帯の方が多く、その内訳も、住宅・宅地資産の割合が高くなっている（金融資産が比較的多い 70 歳以上の世帯でも、住宅・宅地資産が占める割合は 6 割を超えている。）。

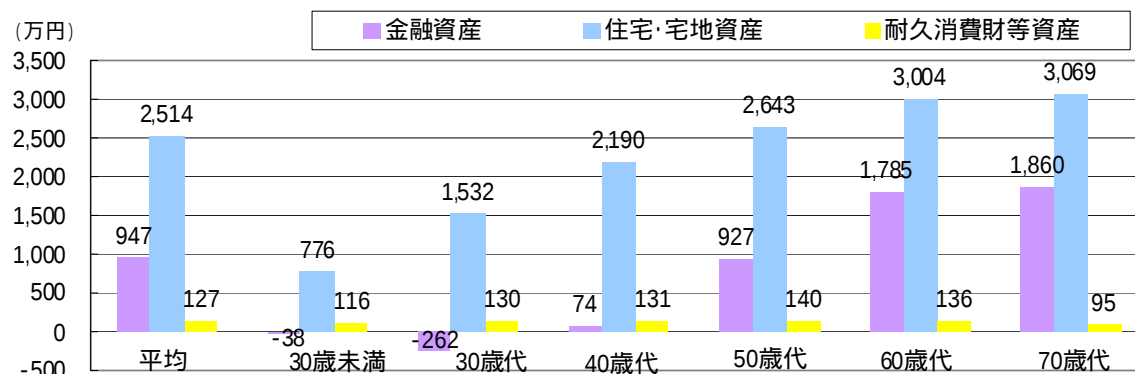
【図 12】 資産の状況

持ち家率の世代間分布 (平成 20 年)



総務省統計局「平成20年住宅・土地統計調査」による。
持ち家率は、世帯総数に占める持ち家世帯の割合である。

世帯主の年齢階級別一世帯当たり家計資産 (二人以上の世帯, 平成21年)



総務省統計局「平成21年全国消費実態調査」による。
全国の52,404世帯を対象に調査を実施した。

○ 高齢化等の進行による問題の顕在化

遺産紛争に関する基礎調査及び国内実情調査においては、以下のような指摘がされた。

* 紛争の増加

(遺産紛争に関する基礎調査：弁護士からの聴取内容)

- ・ 相続に関する相談件数は、紛争性の有無を問わず全体的に増加傾向にあると思われる。増加の原因としては、高齢化の進展による死亡・相続発生件数の増加、特定の推定相続人に相続させないことを希望する遺言者や、推定相続人のいない遺言者の増加等が挙げられる。

(国内実情調査：市役所での聴取内容)

- ・ 高齢化の進行により、親の介護や財産の管理をめぐる子の争いや、成年後見に関する相談案件が増加している。

(国内実情調査：地方部及び都内の消費生活センターでの聴取内容)

- ・ 高齢者の増加に伴い、高齢者の消費者被害が増加している。

* 紛争の多様化・先鋭化

(国内実情調査：市役所での聴取内容)

- ・ 高齢者虐待や虐待を受けた者が他の世代を虐待する「虐待の連鎖」が危惧される。

(国内実情調査：法テラスでの聴取内容)

- ・ 法律相談を受けている弁護士としての感覚からすれば、成年後見に関する相談については、親族間で財産に関する争いがあり、「特定の親族に管理させるのは許せない」といった将来の紛争を見越した相談が多い印象である。

(国内実情調査：弁護士会法律相談センターでの聴取内容)

- ・ 遺産紛争については、二次相続や三次相続が生じ、関係者が多数になると、遠方にいる関係者も多くなるなどして、連絡も含め、まとめるのが非常に困難となる傾向がある。
- ・ 離婚事件の傾向としては、最近では特に、男性が子の親権を強く求めたり、子との面会交流を強く求めるため、親権や面会交流での争いが先鋭化することが多いが、その背後には、少子化の影響で孫が少なくなった祖父母の存在があるのではないと思われる。実際に、面会交流の条件として、祖父母との面会に関する条項が提案されることが少なくない。

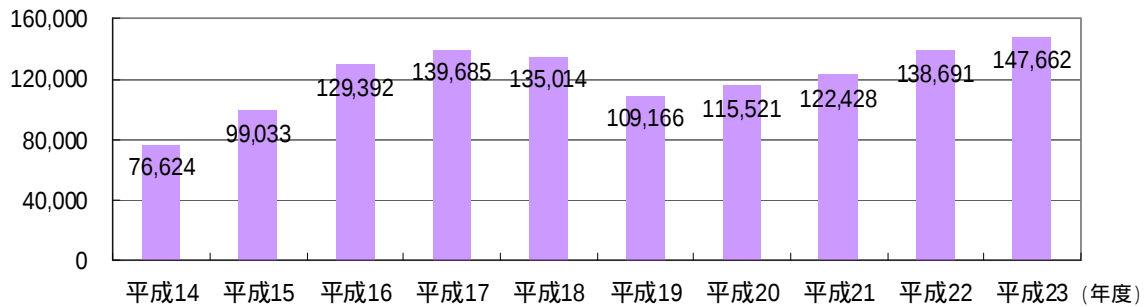
(国内実情調査：家庭裁判所での聴取内容)

- ・ 少子化によって、遺産紛争は減るようにも思えるが、逆に先鋭化しているという印象である。遺産分割は「感情と勘定のぶつかり合い」などと言われるが、相続人の配偶者も巻き込んで骨肉の争いになっている印象である。
- ・ 相続人が子2人という場合、間に入って仲裁する人がいないこともあって、深刻な紛争になりやすいように思われ、いわば、きょうだいの言い分に聞く耳を持たない一人っ子が2人いるような感じである。きょうだいが3人以上いれば、その中の誰かが仲裁するということもあるが、2人ではそうもいかないようである。
- ・ 子が農業等の家業を継がない場合が増えており、きょうだい間で均等相続をすることが多いが、その場合、親は土地を持っているが流動資産は少ないというパターンがよく見られる。このような場合、土地の現物分割と売却のいずれについても相続人の意見がまとまらず、遺産分割が進まなくなる。また、平均所得が全国平均より低い地方部では、相続する子の側も流動資産が多いわけではないため、もらえるものはもらっておきたいという意識が働くのではないか。
- ・ 高齢化に伴って介護を必要とする高齢者が増え、その介護に当たった相続人が寄与分等を主張して法定相続分以上の相続を主張する一方、他の相続人が介護相続人による財産の不正取得を主張する例が増えたように思われる。

* 関連する統計データ

- ・ 全国の消費生活センターに寄せられた契約当事者が70歳以上の消費生活相談の件数は、【図13】のとおりであり、平成16年度に10万件を超え、その後、平成17年度(約14万件)をピークに減少に転じたが、平成19年度に約11万件となって以降、再び増加傾向にあり、平成23年度は約15万件に達している。

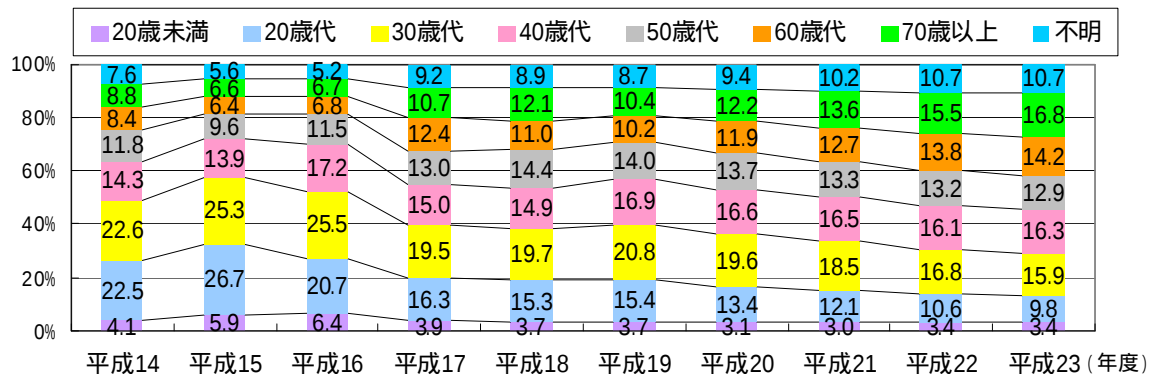
【図13】 契約当事者が70歳以上の相談件数の推移



独立行政法人国民生活センターのホームページによる。
平成24年5月末までの登録分である。

- ・ 全国の消費生活センターに寄せられた消費生活相談の契約当事者年代別構成比は、【図14】のとおりであり、平成19年以降、60歳代及び70歳以上の相談が占める割合が高まっている。

【図14】 契約当事者年代別構成比の推移



独立行政法人国民生活センター「消費生活年報2012」による。

(2) 家族観及び家族規範の多様化

○ 家族観及び家族規範の多様化が紛争の動向に与える影響

高齢社会等ヒアリングにおいては、以下のような事実関係が指摘された。

- * 日本では、核家族化が進行しているが、親が子世代と同居する直系家族的世帯も少なくなく、核家族的規範と直系家族的規範とが併存している。また、全体として家規範は弱まっているが、実子を重視する血縁規範は強まっている。妊娠先行型の結婚により生まれた嫡出子が増加しているが、これは、家族観の多様化と同時に、嫡出規範（婚外子を認めない規範）の強化を意味している。
- * 上記のような規範意識の併存や錯そうは、家族間の葛藤・紛争を招く要因となり、遺産紛争の深刻化につながるものと考えられる（例えば、親と同居する子は直系家族的規範により財産を多く相続することを期待するが、親と別居している子は核家族的規範により法制度に基づく均等な相続を期待し、遺産紛争の深刻化につながる。）。また、家族に関する諸規範は、家族法制との間にずれがあるものもあり、多様な規範意識が混在する中で、どのようにすれば家族紛争を予防し、より適切に解決できるかは困難な問題となっている。
- * 単身世帯及び核家族的世帯の増加等により、家族の価値観の多様化やコミュニケーションの減少が進むと、家族間に葛藤や紛争を生じさせることにつながるが、現代の日本では、家族と社会とをつなぐネットワークの結び目となる存在（民生委員や児童委員等）が不足していることや、「ウチのことはウチで」という意識が優先されることで、家族内の紛争を家族以外の者や紛争解決機関に持ち込みにくくしている面がある。
- * 家族観の多様化は、家族内の葛藤や紛争を家族内で解決することを困難とするため、家族の多様性を前提

とし、家族間の葛藤や紛争に対応するための社会的な仕組み作りが必要となる。例えば、地域のネットワークの再構築や、アメリカのファミリー・カウンセラーのような家族間の紛争や葛藤を気軽に相談できる機関を常設するなど、社会全体として家族間紛争の解決手段を組み上げていくことが課題である。

○ 家庭内での紛争解決力の低下

遺産紛争に関する基礎調査及び国内実情調査においては、以下のような指摘がされた。

(遺産紛争に関する基礎調査：弁護士からの聴取内容)

- * 家族関係が変化し、ここ 20 年ほどで、親族間の実力者、長兄・長姉などが間に入って、親族間の紛争を解決するということが減少したように感じる。

(遺産紛争に関する基礎調査：公証人からの聴取内容)

- * 家族の共同体意識(家族としてのまとまり、親子、きょうだい等の絆)が薄れている。相続をめぐっても個人の権利主張が強くなっており、自分さえよければよいという事例もある。

(国内実情調査：社会福祉協議会での聴取内容)

- * 最近では、世帯が縮小していくことで、大家族であれば解決できた問題が解決できなくなっており、家族内で紛争を解決する力が弱まっているように思われる。今後は、世帯の縮小が進む中で、従来は家庭内で受け止められていた紛争が噴出してくることが考えられるので、こうした紛争を解決する仕組みを強化することが必要になる。

(国内実情調査：家庭裁判所での聴取内容)

- * 相続開始直後から相続をめぐって争いが生じ、他の相談機関を介することなくすぐに裁判所に持ち込まれるというケースが目立つようになっている。相続が生じて間もない事件も見られ、被相続人の葬式で相続が話題に出て争いとなり、四十九日で対立が決定的になって調停を申し立てたという例もある。
- * 遠隔地に相続人が分散して暮らしているため、集まって話し合いができない場合が少なくないという事例もある。被相続人と縁の薄い相続人に相続放棄をお願いしたくても、うまく承諾が取れないという事案がよくある。
- * 相続開始後しばらくは遺産分割が表立って問題になっていなかったのに、被相続人と縁の薄かった相続人がインターネットを通じて相続権があることを知り、突如として遺産分割を申し立ててくるという例が散見される。

(3) 地域のコミュニティの弱まり⁷

国内実情調査においては、以下のような指摘がされた。

(市役所及び独立簡裁での聴取内容)

- * 地域のコミュニティが強固な地方部では、地域の世話役的な人物が紛争の予防・解決機能を担うなどして、コミュニティ内で紛争の予防・解決が図られてきたが、近時、地域のコミュニティが弱まっており、コミュニティの紛争解決機能が低下している。

(弁護士会法律相談センターでの聴取内容)

⁷ 平成 21 年 8 月、総務省に設置された「新しいコミュニティのあり方に関する研究会」により、「新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書」が取りまとめられた。同報告書では、「地域協働を取り巻く状況」について、「現在、地域においては、町内会や自治会など、伝統的に地域における公共サービスを総合的に担ってきた組織については、地域で助け合うのは当然という生活文化を持たない若年世代等が地域の世帯構成の中心となりつつあることや、住民の連帯感の希薄化などに伴い、加入率の低下や担い手不足、活動の停滞等の問題が生じつつある。この結果、地域においては、高齢者福祉や子育て、防災・防犯活動など、生活に密着した公共サービスに対するニーズが多様化・高度化しつつあるにもかかわらず、それらを持続的・総合的・効率的に提供する地域協働の基本的な仕組みが存在しない「地域協働の空洞化」ともいうべき事態が進行することが懸念される状況にある。」と指摘されている(同報告書6, 7頁)。

なお、法使用行動調査では、家族・親類、友人・知人・同僚など身近な人々へ相談している場合の方が、相談していない場合より専門機関に相談した割合が高くなっており、その分析として、「身近な人々への相談はトラブルに遭遇した人びとを専門機関・専門家へとつなぐ役割をはたしている可能性を明らかにするとともに、今後、少子化、高齢化、単身化などによって家族の縮小が進むことが予想される日本にあって、友人・知人・同僚・近隣の社会的ネットワークが果たす役割がますます重要になる可能性を示唆している」とされており(榎村志郎ら・脚注5・60頁)、地域コミュニティの弱まりは、紛争を潜在化させる要因として分析・評価されている。

- * 地域において紛争を解決できるような世話人的な立場の人がいなくなっていることもあって、行政の相談窓口や、弁護士や司法書士等の法律専門職に相談する傾向になっているものと思われる。

（参考）国際化の進展

以上のとおり、社会の変容としては、少子高齢化の状況を中心に検討してきたが、国際化の進展も、今後の方向性が明確であり、かつ、法的紛争の動向に無視できない影響を与えるものと考えられる。そこで、国際化の動向については検証検討会において特に取り上げて調査は行っていないが、参考として、国際化の進展状況を示す統計データを概観し、若干の検討を加えることとする。

(1) 国際化の動向

○ 社会・経済的諸要因の概況

- * 対世界の貿易の状況を見ると、輸出額及び輸入額ともに増加している（平成 13 年と平成 23 年とを比較すると、輸出額は約 49 兆円から約 66 兆円に、輸入額は約 42 兆円から約 68 兆円に増加している。）⁸。
- * 海外現地法人の状況を見ると、売上高、有形固定資産額、従業者数は、いずれも増加している（平成 13 年 4～6 月期と平成 24 年同月期とを比較すると、売上高は約 890 億ドルから約 2684 億ドルに、有形固定資産額は約 28 億ドルから約 94 億ドルに、従業者数は約 194 万人から約 376 万人に増加している。）⁹。また、国内の外資系企業の状況を見ると、企業数、売上高、常時従業者数も、いずれも増加している（平成 12 年度と平成 22 年度とを比較すると、企業数は 1639 から 2965 に、売上高は約 27 兆円から約 36 兆円に、常時従業者数は約 33 万人から約 45 万人に増加している。なお、いわゆるリーマンショック前の平成 19 年の常時従業者数は約 59 万人に達していた。）¹⁰。
- * 外国人登録者数及び海外在留邦人数は、いずれも増加している（平成 13 年と平成 23 年とを比較すると、外国人登録者数は約 178 万人から約 208 万人に増加し、海外在留邦人数は、約 84 万人から約 118 万人に増加している。）¹¹。

○ 外国法事務弁護士等の実勢¹²

- * 経済社会が急速にグローバル化する中、日本法及び外国法を含む包括的・総合的な法律サービスに対するニーズの増大に対応するため、弁護士と外国法事務弁護士（外国において法律事務を行うことを職務とし、日本の弁護士に相当する資格（外国弁護士となる資格）を有する者で、法務大臣の承認を受けた後、日弁連の外国法事務弁護士名簿に登録された者。）とのより緊密な提携・協働関係を構築することの必要性が高まり、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（外弁法）が一部改正され（平成 17 年 4 月 1 日施行）、外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止及び共同事業及び収益分配の禁止等の事前規制は撤廃され、代わりに、弁護士を雇用しようとする外国法事務弁護士、又は共同事業を営もうとする外国法事務弁護士に対し、日弁連に対する届出義務が課された。
- * 外国法律事務弁護士の人数は、平成 12 年に 100 人を超えた（125 人）後も増加を続け、平成 24 年には 357 人に達している。また、外国法共同事業（外国法事務弁護士と弁護士又は弁護士法人とが、組合契約その他の継続的な契約により、共同して行う事業であって、法律事務を行うことを目的とするもの。）の日弁連への届出状況を見ると、平成 24 年 4 月 1 日時点で、外国法共同事業を営む弁護士の人数は 215 人、外国法共同事業を営む弁護士法人の数は 2、外国法共同事業を営む外国法事務弁護士の人数は 94 人、外国法共同事

⁸ 財務省「貿易統計」による。

⁹ 経済産業省「海外現地法人四半期調査 統計表一覧」による。

¹⁰ 経済産業省「外資系企業動向調査」による。

¹¹ 外国人登録者数は法務省 2011 年（度）年報「登録外国人統計」、海外在留邦人数は外務省「海外在留邦人数調査統計（平成 24 年速報版）」による。

¹² 日弁連「弁護士白書 2012 年版」130 頁～133 頁（平成 24 年）参照。

業に係る弁護士又は外国法事務弁護士が雇用する弁護士及び外国法事務弁護士の人数は、弁護士が 513 人、外国法事務弁護士が 60 人となっている。

○ 国際商事仲裁の状況

国際商事仲裁の利用状況は、世界的に増加傾向にある（【表 15】参照）。

【表 15】 国際商事仲裁制度の利用件数
（平成17年と平成22年の比較）

	平成17年	平成22年
日本商事仲裁協会（JCAA）	11	26
中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）	979	1,352
香港国際仲裁センター（HKIAC）	281	624
アメリカ仲裁協会（AAA）	580	888
ロンドン国際仲裁裁判所（LCIA）	118	237
ストックホルム商業会議所仲裁裁判所（SCC）	56	197
シンガポール国際仲裁センター（SIAC）	45	140
大韓商事仲裁院（KCAB）	53	52
国際商業会議所国際仲裁裁判所（ICC）	521	793

「香港国際仲裁センター（HKIAC）」のホームページによる。

(2) 小括

以上のとおり、近時、社会・経済的な国際化が進んでおり、法曹界においても、外国法事務弁護士が増加するなど、国際化への対応が進められている。こうした社会の国際化が進めば、国際的な紛争が増加し、複雑ないし新規の問題を含んだ紛争が増加するものと考えられよう。

2.1.2.2 意識等の変化

(1) 法的解決を躊躇する意識の変化¹³

国内実情調査においては、以下のような指摘がされた。

（独立簡裁での聴取内容）

- * 従来から受け継がれている紛争を好まないという風土や人柄が、最近薄らいできていると感じることがある。特に、若い世代を中心に裁判所の敷居が低くなっていると感じることがあり、このような変化が、今後、紛争解決に至るプロセスに影響を及ぼす可能性がある。

（弁護士会法律相談センターでの聴取内容）

- * 一般には、家庭に関する紛争においては、弁護士が家庭内に入ることへの抵抗感があり、一方当事者に弁護士が受任すると相手方が猛烈に反発するといった意識があると思われるが、こうした意識は変わってきており、家庭に関する案件で相手方から反発を受けた経験も特にない。地域的特色として、家庭内の問題について、あっけらかんとしており、親族の結びつきが希薄な面もあるので、弁護士の関与を受け入れやすい土壌があるものと思われる。

(2) 法教育の進展¹⁴

¹³ 民事裁判制度に関する意識調査の結果によれば、裁判の開始に当たって躊躇した理由について、「裁判によって、相手と対立が決定的になると思ったから」という理由に対する肯定回答（「少し当てはまる」と「強く当てはまる」の回答の合計）は、2006 年の調査では 38.8%、2011 年の調査では 33.7%、「裁判は、世間体が悪いと思ったから」という理由に対する肯定回答は、2006 年の調査では 22.6%、2011 年の調査では 20.1%、「裁判をして自分たちのことを多くの人に知られるのには抵抗があったから」という理由に対する肯定回答は、2006 年の調査では 20.3%、2011 年の調査では 20.1%となっており、「一般に裁判躊躇理由として主張される文化的要因についてはそれを肯定するものは少なかった」と評価されている（2006 年報告書・前掲1. 5. 1 脚注4・37 頁及び 2011 年報告書・前掲1. 5. 1 脚注4・51 頁参照）。

¹⁴ 法教育に関しては、平成 13 年の司法制度改革審議会意見書において「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる」とされ、平成 14 年の司法制度改革推進計画において「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる」とこととされた。これを受けて、平成 15 年に法務省において設置された「法教育研究会」では、16 回にわたる会議を開催し、新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐむためには法教育が必要不可欠であるとの認識を前提に、平成 16 年 11 月、報告書（「我が国における法教育の普及・発展を目指して―新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐむために―」）が取りまとめられ、法教育を普及・発展させていく方向性が示されるとともに、法教育の具体的な教材が試案的に作成された。更に、平成 17 年には、学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、法教育研究会の報告の趣旨を踏まえつつ、法教育の研究・実践・普及方法等に関する情報交換及び今後の在り方について検討を行い、法教育を推進することを目的として、法教育推進協議会が設置され、現在も取組が続けられている。

国内実情調査においては、以下のような指摘がされた。

（市役所での聴取内容）

- * 市役所では、市民相談に関するパンフレットを市内の色々な場所に備え置くとともに、広報・啓発活動の一つとして、毎月、市内全戸に配布される市政広報紙において、市民相談を始めとした各種相談の案内や、消費者トラブルに対する対応策を掲載するなどしている。
- * 島しょ部では、島内の各戸に設置され、1日2回定期的に放送される防災行政無線で、法律相談の実施や悪質商法への注意について呼びかけを行っている。

（地方部及び都内の消費生活センターでの聴取内容）

- * 消費生活センターでは、ガイドブック等の刊行物やホームページを通じた広報・啓発活動に加え、講演会や消費者講座の開催や講師派遣等に取り組んでいる¹⁵。もっとも、契約書や領収書等の証拠となるような資料を保管していない例が依然として多い。
- * 啓発活動として、専門家を講師とする消費者講座の開催や、学校やPTA、消費者グループ等の学習会へ年間50～70回の講師派遣、関係部署等125の機関・団体により構成される消費生活情報ネットワークを通じての情報収集や、司法書士会と連携して県内の高校で年間50～60回の講座の開催など、関係機関等とも連携した積極的な取組が行われている。

（都内の消費生活センターでの聴取内容）

- * 路線バスやコミュニティバスで消費生活センターの案内を車内放送したり、子供向けの消費者教育ゲームを大学及び町工場と連携して作成し、学校や児童館等に配布するなどして、広報・啓発活動を行っている。

（法テラスでの聴取内容）

- * 司法書士会と連携して高校で講座を開催（年間50校程度）するなど、関係機関等と連携した法教育にも力を入れており、弁護士会においても、法教育に関する委員会を設置し、関係機関等と連携を図っている。

（弁護士会法律相談センターでの聴取内容）

- * 住民の意識という問題は法教育とも関連するが、法教育については、弁護士会の各種委員会が、各地に出向いて、町民会館等で高齢者を相手に様々な法律に関する出張講義をするなどの取組を行っている。各地の弁護士会でも中高生に対する法教育に力を入れていることは紹介されているが、一般社会人、特に高齢者に対する法教育が、今後は重要になるものと考えている。

（参考）企業の法意識の変化について

以上のとおり、国内実情調査では、法的紛争の動向に影響を与える市民の意識の変化について、その実情を聴取してきたが、企業の法意識の変化、特に紛争解決手段の選択に係る意識の変化は、法的紛争の動向や裁判事件の動向に大きな影響を与えるものと考えられる。

そこで、企業の法意識の変化については検証検討会において特に取り上げて調査は行っていないが、第3回報告書において企業法務弁護士へのヒアリング調査が実施されているところであるので、参考として、その結果を引用しつつ若干の検討を加えることとする。

（1）法的解決手段の選択についての意識

企業法務弁護士ヒアリングの調査結果においては、以下のような指摘がされている。

○ 訴訟を回避する意識

- * 大企業では、訴えを提起することにより世間の評判を落とすことがないか懸念するため、訴訟を選択す

¹⁵ 平成22年実施の内閣府「地方消費者行政に関する特別世論調査」（調査対象は全国20歳以上の者3000人、有効回収数は1981人）では、「消費者問題に関する啓発資料の認知度」は、「見ている」が66.8%（うち「よく見ている」が25.8%、「時々見ている」が41.0%）となっている。

ることには消極的である。したがって、できるだけ訴訟によらずに紛争を解決しようと試みる傾向がある。

- * 企業は訴訟を避ける傾向がある。裁判の公開によって、訴訟提起していること自体が明らかになったり、営業上の秘密が明らかになったりすることへの抵抗感が強い。また、個人（顧客）を相手取って訴訟を提起することへの抵抗感も根強い。そのため、いわば「クッション」として調停を起こすこともある。

- ADRの利用に対する意識

- * ADRは余り利用されていない。企業の多くは、裁判所による判決ならば取締役会に説明できるが、ADR機関による判断では取締役会に説明できないというスタンスに立っている。
- * 紛争解決手段としてADRの利用を考えることもあるが、ADRでは手続実施者に誰がなるのか分からない面があるため、利用を控えることがある。この点、日本の裁判官は中立な第三者として信頼されているように感じる。

- 訴訟を選択する意識

- * 依頼者企業も取締役責任、株主代表訴訟を提起されるリスクを非常に意識しており、経営判断を含めて法的アドバイスを求められることが多い。コンプライアンス（法令遵守）の観点から、紛争解決手段として訴訟を選択する場合が最近増えており（特に企業間紛争）、公正で透明な紛争解決手段として、訴訟を選択する場合は今後も増えていくだろう。
- * 企業法務において、かつてはできるだけ訴訟を避けたいとの考えがあったが、最近では不祥事であっても公にせざるを得ないという意識があり、訴訟を躊躇しないようになってきている。

- 企業内弁護士の動向

- * 企業内弁護士（企業の従業員、使用人、役員として職務を遂行している弁護士）の数は、平成14年5月時点で79人であったが、平成20年6月時点で267人、平成21年6月時点で354人、平成22年7月時点で435人、平成23年6月時点で588人、平成24年6月時点で771人（うち東京三会在659人）と増加しており、弁護士の活動領域が企業にも広がりつつあるといえる¹⁶。

(2) 小括

以上のとおり、企業間紛争における企業の意識としては、ADRや訴訟による解決を回避する傾向が見られるが、近時は訴訟を回避する傾向に変化もうかがわれる¹⁷。

そして、このような企業の意識の変化は、企業間の紛争の動向を法的に顕在化させる要因になっているものと考えられよう。

2.1.2.3 法的アクセスの容易化

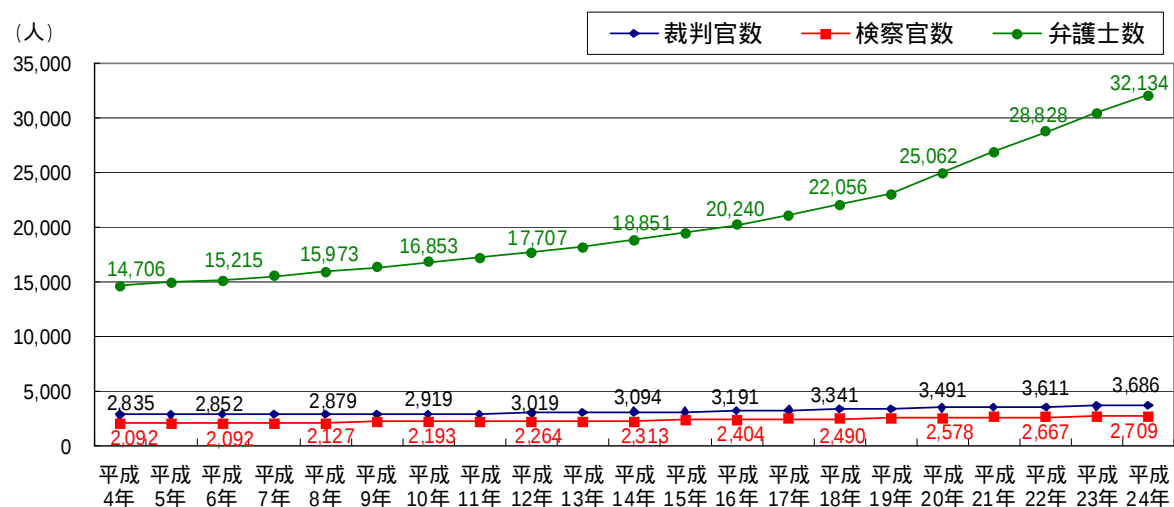
(1) 法曹人口の増加

- * 平成14年3月に閣議決定された司法制度改革推進計画では、「司法試験の合格者の増加に直ちに着手する」とした上で、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年頃には司法試験の合格者数を年間3000人程度とすることを目指す」との方針が示され、平成14年時点で1万8851人であった弁護士数は、【図16】のとおり、平成24年には3万2134人に増加している。なお、平成24年の司法試験合格者数は2044人である。

¹⁶ 日弁連・脚注12・185～186頁参照

¹⁷ 加藤新太郎ほか「座談会 企業間取引の実情と紛争の発生・解決」判例タイムズ1371号28頁（日下部真治発言）（平成24年）では、「企業間取引紛争の場合には基本的には経済的合理性が行動原理となりますので、個人が当事者である場合に比べると訴訟提起の是非を分析して、経済的意義が見出せない限り訴訟提起はしないとの判断が尊重されると思います。」「ただ、近時、特に上場企業の場合ですけれども、コンプライアンスやコーポレートガバナンスの観点から、例えば情実的な判断を現経営陣がするとすると、そのこと自体が現経営陣のリスク要因になりますので、情実的な理由にはよらず、訴訟提起を辞さないという傾向が強まっているように思う」との指摘がされている。

【図16】 裁判官数，検察官数及び弁護士数の推移



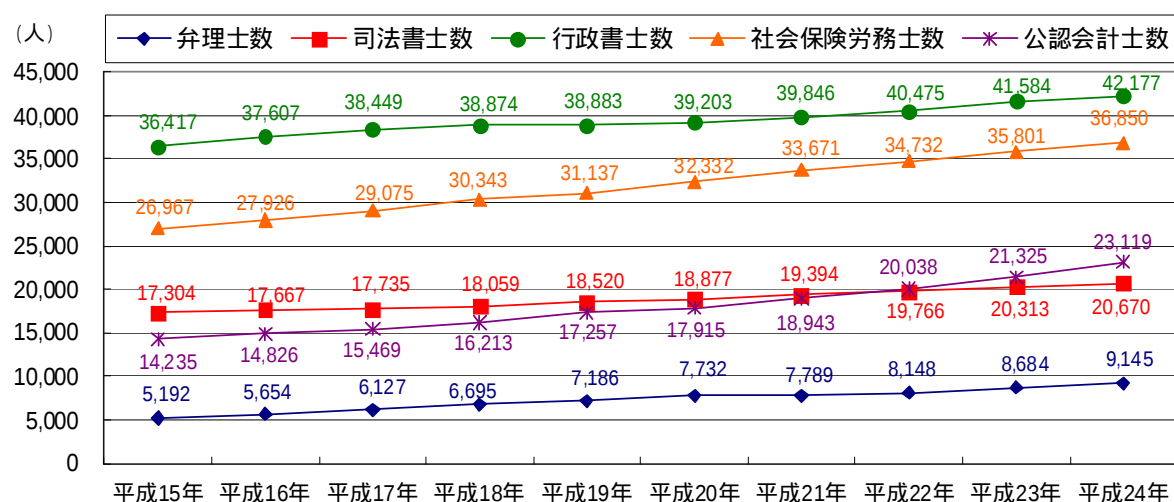
裁判官数は簡裁判事を含む定員数である。

検察官数は副検事を含む定員数である。

弁護士数は各年の4月1日現在の数(日弁連調べ)である。

- * なお，弁護士・弁護士法人以外の法律を扱う登録士業（隣接法律専門職）である弁理士，公認会計士，司法書士，行政書士，社会保険労務士等の人数も増加傾向にある（【図17】参照）。

【図17】 隣接士業の人口の推移



日弁連「弁護士白書(2012年版)」による。

弁理士数，社会保険労務士数及び公認会計士数は各年の3月31日現在の数値であり，司法書士数及び行政書士数は各年の4月1日現在の数値である。

(2) 弁護士へのアクセスの充実

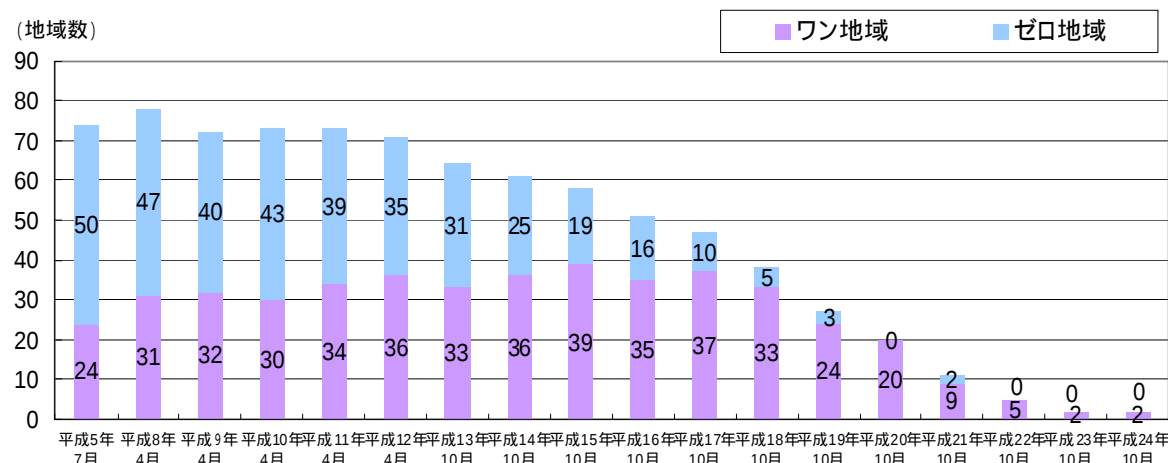
- 弁護士会による弁護士過疎・偏在解消のための取組¹⁸

* 日弁連では，弁護士過疎・偏在解消のための取組を行ってきており，いわゆる「ゼロ・ワン地域」（地方裁判所の支部単位で弁護士登録のない地域又は弁護士登録が1名の地域）の数は減少しており（【図18】参照），平成24年10月時点では，弁護士ゼロ地域は0箇所，弁護士ワン地域は2箇所となっている。

¹⁸ 日弁連・脚注12・266～269頁参照。

- * 弁護士過疎・偏在対策の活動資金に充てるため、平成 11 年、日弁連ひまわり基金が設立され、平成 12 年 6 月に公設事務所（ひまわり基金法律事務所）が開設された。公設事務所に対しては、上記基金から開設費や運営費の援助等がされるほか、支援委員会によって運営が支援されており、平成 24 年 10 月 1 日時点で、112 の公設事務所が全国に開設されている（このうち、38 の事務所では、所長退任後に同地域で引き続き個人事務所として開業されており、2 事務所が目的終了に伴い廃止されているため、同日時点の稼働数は 72 事務所となっている。）

【図 18】 弁護士ゼロ・ワン地域の推移



日弁連「弁護士白書（2012年版）」による。

○ 弁護士会法律相談センターの活動の充実

* 法律相談業務に関する取組

国内実情調査においては、弁護士会法律相談センターから、以下のような事実関係等の指摘がされた。

- ・ 弁護士が外向いての無料法律相談会を開催するなど、地方自治体や社会福祉協議会等の関係諸機関と協議しながら、地方部での無料法律相談の展開に取り組んでいる。
- ・ 相談件数は全体として減少傾向にあるが、法テラスが設立されてからは、相談案件を法テラスと分け合っているため、全体的に見れば、法律相談の件数ないしニーズは減少していないと考えている。
- ・ 従前から、利用者が法律相談に出向くのを待っているだけでなく、弁護士が電話で 15 分程度（平成 24 年 4 月以前は 10 分程度）の法律相談に応じる電話相談を行っている。特に高齢者にとっては、外出して面談相談を受けることが困難であると考えられるため、電話相談に対する需要は大きい。

* 関連する統計データ

- ・ 弁護士会の法律相談数は、前記 2 . 1 . 1 . 1 (【図 4】) のとおりであり、近年、やや減少傾向にあるが、法テラスをはじめとする無料相談の占める割合が増加している。
- ・ 全国の弁護士会の法律相談センター等（公設事務所を含む）は、平成 24 年 10 月 1 日時点で、376 箇所設置されている¹⁹。

○ 法テラスの活動の充実²⁰

* 広報活動等による法テラスへのアクセスの向上

¹⁹ 日弁連・脚注 12・256～264 頁参照。

²⁰ 樫村志郎ら・脚注 5・221 頁では、「自治体法律相談がこれまで担ってきた、司法へのアクセス経路が十分でない人々に対する駆け込み寺的案内窓口機能は、これからは主として「法テラス」によって担われるべく、「法テラス」の機能へシフトしていくことになるだろう」と指摘されている。

国内実情調査では、地方部の法テラスにおいて、以下のような指摘がされた。

- ・リーフレットや広報誌の配布により、紛争の予防と法テラスの周知を図っている。地方部や島しょ部であっても、紛争解決のニーズは高いと考えられるが、地方部（Ａ市）の法テラスの認知度はまだ低い（平成 19 年の調査では 20% 程度と全国平均と比較しても低い）。予算の制約がボトルネックとなっているが、広報活動に力を入れると相談件数が伸びる効果は見られる。
- ・地域事務所の設置に伴って、それぞれの地域で弁護士事務所や弁護士事務所の支所も増え、弁護士を利用しやすい環境になりつつあり、各種機関からは、法テラスの設立により、相談者に法律相談を紹介しやすくなったという声を耳にするようになった。地方事務所では、来所者との面談を早期に実施できる態勢を整えているが、離島の高齢者等は、法テラス事務所所在地の総合病院に通院するついでに飛び込みで相談に来ることがあり、このような飛び込みの相談者に対しどう対応するかが課題である。
- ・弁護士が関与することなく離婚に至っている場合が多いと思われるが、離婚調停から弁護士が関与することは、依頼者のためにもなるので、積極的に扶助申請をしてもらえるように広報・啓発活動を行っていく必要がある。
- * 関連する統計データ
 - ・法テラスの業務実績は、前記 2. 1. 1. 1（【表 3】）のとおり、代理援助の件数は平成 23 年度に初めて減少に転じたが、法律相談援助は一貫して増加しており、相当数の事案が処理されているといえる。
 - ・法テラスの認知度は、前記 2. 1. 1. 1（【表 3】）のとおり、平成 19 年度の調査では 22.6% であったものが、平成 23 年度の調査では 42.1% に上昇している。

(3) 相談機関の活動の充実²¹

国内実情調査においては、以下のような指摘がされた。

○ 行政機関の活動の充実

（市役所での聴取内容）

- * 市役所は、市民にとって最も身近で利用しやすい相談機関として機能しており、市民にとって敷居が低い
ためか、他の手続で訪れた際に、相談窓口に立ち寄るといった相談者も多い。

（地方部の消費生活センターでの聴取内容）

- * 消費者紛争に関する講座の受講者に尋ねたところ、トラブルになった際に相談に行くのは第一に警察、次いで市役所や町村役場と答える者が多かった。

（都内の消費生活センターでの聴取内容）

- * 消費生活センターは、地域住民の消費者問題を解決する拠点として消費生活相談を行っており、市役所の相談業務と同様、身近な相談機関として機能している。
- * 消費生活センターの認知度は、平成 19 年に行われた調査では約 47% であったが、様々な広報・啓発活動により認知度が向上している²²。

（商工会議所での聴取内容）

- * 商工会議所の法律相談は、事業者、特に他の法的アクセス手段を有しない小規模零細事業者が法的サービスを受けるに当たって中心的役割を担っている。

²¹ 法使用行動調査の結果によれば、自治体法律相談や消費生活センターは、弁護士会・法律扶助協会の法律相談よりも利用回答が多く、相談機関の利用順について「自治体法律相談」を「1 番目」とする回答が約 70% を占めている（樫村志郎ら・脚注 5・193, 194 頁）。

²² 内閣府・脚注 15 の世論調査によれば、「消費相談窓口の認知度」について、消費生活センターを「知っていた」と回答した割合は、全体の 81.7% となっている。

○ 各種相談機関の連携と紛争の振り分け²³

(市役所での聴取内容)

* 福祉や生活保護に関するものは市役所内の担当部署を、消費者契約にかかわる紛争に関するものは消費生活センターを、賃金の未払等に関するものは労働基準監督署を、法律的な検討を要する相談については弁護士会(生活保護を受給している相談者については法テラス)を紹介している。

* 弁護士の役割が重要なドメスティック・バイオレンス(DV)の事案では弁護士との連携を図っている。

(地方部及び都内の消費生活センターでの聴取内容)

* 助言やあっせんによる解決が困難な事案(投資詐欺の事案等)や、あっせんが不調となった事案については、弁護士や少額訴訟の手続を紹介し、多重債務に関する事案については、法テラスないし弁護士会の専門無料相談や特定調停を紹介するなど、事案に応じた紛争の振り分けも行っている。

(商工会議所での聴取内容)

* 同一内容について継続して相談を受けることで、顧問弁護士のように法律相談を利用することも可能である。また、弁理士、税理士、公認会計士等とのつながりが密接であることから、これらの専門家と連携しながら対応することも可能である。

(4) インターネットの普及

○ インターネットの普及の実情

遺産紛争に関する基礎調査及び国内実情調査においては、以下のような指摘がされた。

(遺産紛争に関する基礎調査：弁護士からの聴取内容)

* 10年ほど前から、インターネットなどで法定相続分や遺留分についての情報を得てから相談に訪れる事例が増えた。

(国内実情調査：市役所での聴取内容)

* インターネットに関連する情報を調べてくる相談者も多いが、インターネット上の不確かな情報に基づいて相談に来るということでは必ずしもなく、可能な情報を自分で調べた上で市役所に来所し、インターネット上には掲載されていないその後の手続等について相談している印象である。

(国内実情調査：弁護士会法律相談センターでの聴取内容)

* 近時は、何らかの問題に直面すると、まずはインターネットで検索するのが一般的になっており、実際に、利用者は、かなりの確率でホームページを閲覧していると思われる。

(国内実情調査：家庭裁判所での聴取内容)

* インターネットで相続に関する基本的な知識を得た上で調停を申し立てる例が増えている。

(国内実情調査：公証役場での聴取内容)

* 利用者に対して公証役場を訪れた経緯について、かつてアンケートを実施したところ、法テラス、市役所、弁護士等から紹介されたという回答のほか、インターネットを通じて知ったという回答が多かった。

* 書籍やインターネットを通じて入手した遺言公正証書のサンプルを利用し、ほとんど完成に近い状態の案を持参して公証役場を訪れる利用者が散見される。

○ インターネットが紛争の動向に与える影響

²³ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)3条2項では、裁判外紛争解決手続を行う者は、「相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない」とされている。

また、総合法律支援法30条1項6号では、法テラスの業務の範囲として、「国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化を図ること」と規定されており、法テラスを中核として、ADR機関間の連携のネットワークが形成されていくことが期待されている(山本和彦ら・前掲1.5.2脚注7・97～99頁参照)。

遺産紛争に関する基礎調査及び国内実情調査においては、以下のような指摘がされた。

（遺産紛争に関する基礎調査：弁護士からの聴取内容）

- * インターネット等で自分に有利と思われる情報だけを集めてくる相談者については、客観的な情報を適切に提供し、紛争が裁判所に持ち込まれる前に無理がある主張を選別することも、弁護士が果たすべき役割であるとする。

（国内実情調査：市役所での聴取内容）

- * インターネット環境の整備に伴い、各年代でワンクリック請求や有料サイト利用料金の不当請求等の相談が増えている。

（国内実情調査：地方部の消費生活センターでの聴取内容）

- * インターネットや携帯電話に関する事案が増加しており、利用料の支払に決済代行会社や電子マネーが利用されるなど、取引の仕組みも複雑化している。

（国内実情調査：家庭裁判所での聴取内容）

- * インターネットの発達・普及の影響としては、相続開始後しばらくは遺産分割が表立って問題になっていなかったのに、被相続人と縁の薄かった相続人がインターネットを通じて相続権があることを知り、突如として遺産分割を申し立ててくるという例が散見される。
- * インターネットを通じて基本的な知識を得ている当事者の調停は、やりやすい面とやりにくい面が併存する。基本的な知識があるため、無理な主張をせず、穏当な調停案に応じてくれる半面、自分に有利な情報に固執している場合には、解きほぐすのが難しいこともある。特に、インターネットで寄与分や特別受益について表面的な知識を得て、法的にはこれらに当たり得ない事情を頑なに主張する当事者がいる場合には、調停はまとまりにくい。

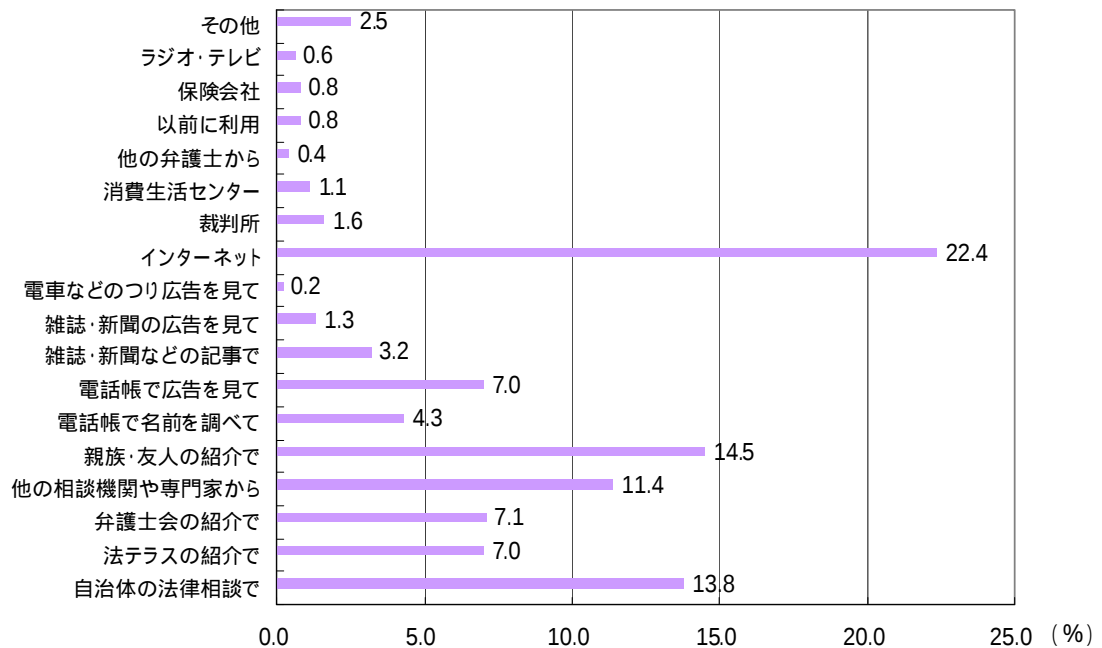
○ 関連する統計データ

- * 法テラスの認知状況等調査の結果によると、認知者の認知経路のうちインターネットは約5%（平成22年度調査では4.9%、平成23年度調査では5.6%）、コールセンター利用者の認知経路のうちホームページ（パソコンと携帯の合計）は約35%（平成22年度調査では33.1%、平成23年度調査では35.6%）となっている²⁴。また、平成23年度の法律相談援助を受けた人の紹介機関は、自治体が38.9%と最も多く、次いで弁護士会・弁護士事務所が14.0%、インターネットが7.3%となっている²⁵。
- * 弁護士会の法律相談センターを知った経緯（認知経路）についての調査結果を見ると、【図19】のとおり、インターネットとの回答が22.4%で最も多くなっている。

²⁴ 法テラス「平成22年度業務実績報告書」146頁及び「平成23年度業務実績報告書（資料）」45頁による。

²⁵ 法テラス編著「法テラス白書平成23年度版」50頁による。

【図19】 弁護士会の法律相談センターを知った経緯(認知経路)

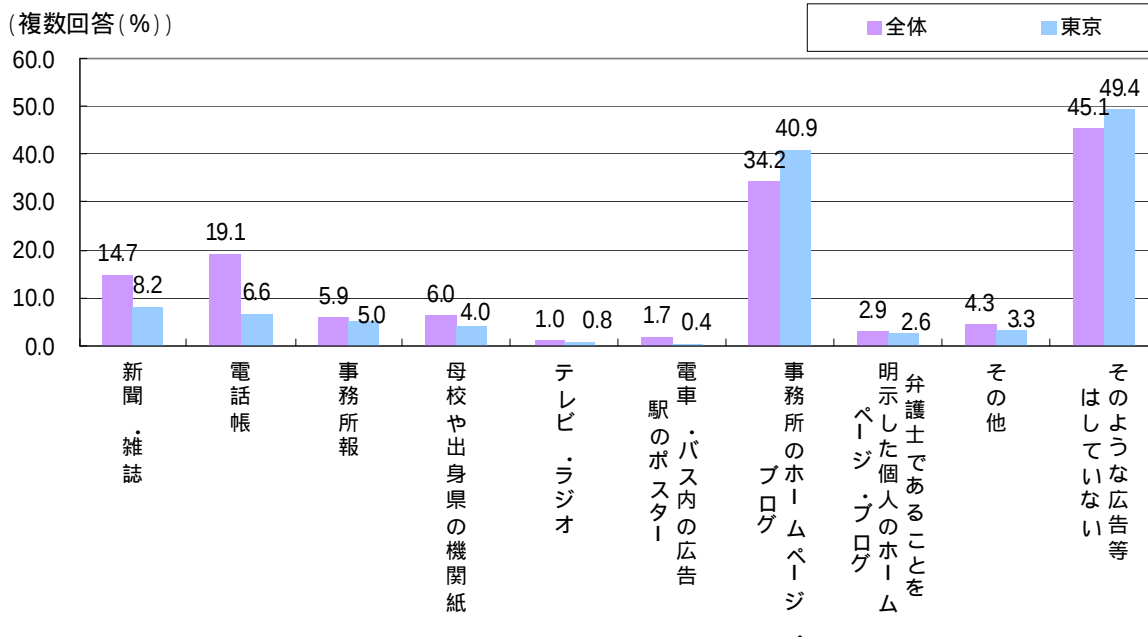


日弁連弁護士業務総合推進センター「市民の法的ニーズ調査報告書(2008年6月)」による。
 法律相談来訪者及び法律事務所来訪者を対象に2007年に実施。
 本質問に対する回答数は1263件である。

* 弁護士事務所の広告・情報提供媒体に関する調査結果(【図 20】)によれば、事務所のホームページ・ブログの開設状況は34.2%(東京の事務所に限れば40.9%)となっており、ホームページ・ブログが最も利用されている広告媒体となっている。また、弁護士経験年数の少ない若手弁護士ほどホームページ・ブログを開設している傾向にあり、今後、ホームページ・ブログの利用は広がっていくものと考えられる。

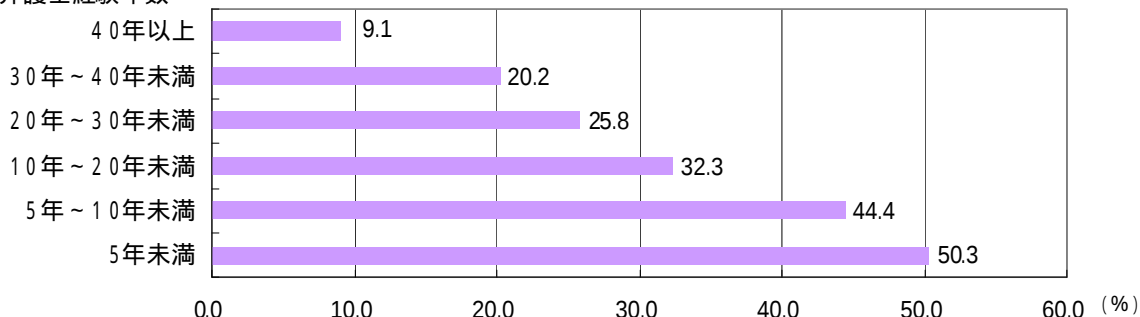
【図20】 弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査の結果

弁護士事務所の広告・情報提供の媒体



弁護士経験別の事務所のホームページ・ブログの開設状況

弁護士経験年数



日弁連「自由と正義2011年臨時増刊号 弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査報告書2010」による。

(5) 紛争解決のコスト

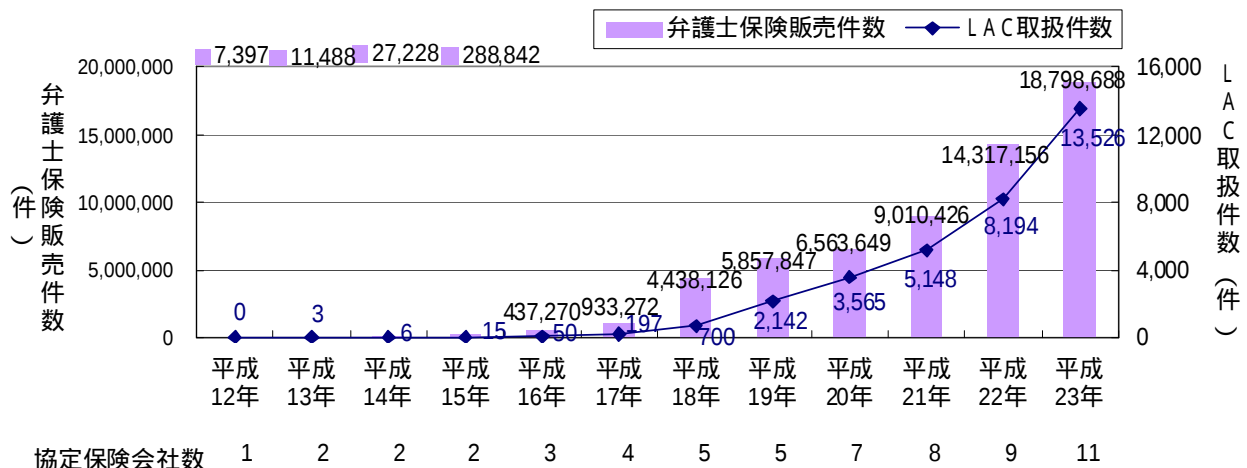
保険制度に関する基礎調査等においては、以下のような事実関係が指摘された。

○ 弁護士保険とLACの動向

- * 弁護士保険とは、損害保険会社が販売する保険の契約者（被保険者）が事故被害に遭い、弁護士に法律相談や交渉等の依頼をした場合、その費用が保険金として支払われる保険である。
- * LACは、協定会社の被保険者からの弁護士紹介依頼につき、各弁護士会を通じて紹介を行い、権利保護保険制度の運営を行うため、平成12年に設立された。
- * LACの業務開始当時（平成12年）の権利保護保険の販売件数は、協定会社（1社）合計で約7000件程度であったが、平成23年度は、協定会社（11社）合計で約1900万件に増加し、LACの取扱件数も年間1万3000件を超えた（【図21】参照）。
- * 簡易裁判所における通常訴訟事件の交通事故による損害賠償請求訴訟では、【図22】のとおり、事件数の増加に加え、弁護士選任率（当事者の双方又は一方に弁護士が選任されている事件の割合）に増加傾向が

見られる²⁶。

【図2 1】 弁護士保険販売件数及びLAC取扱件数の推移

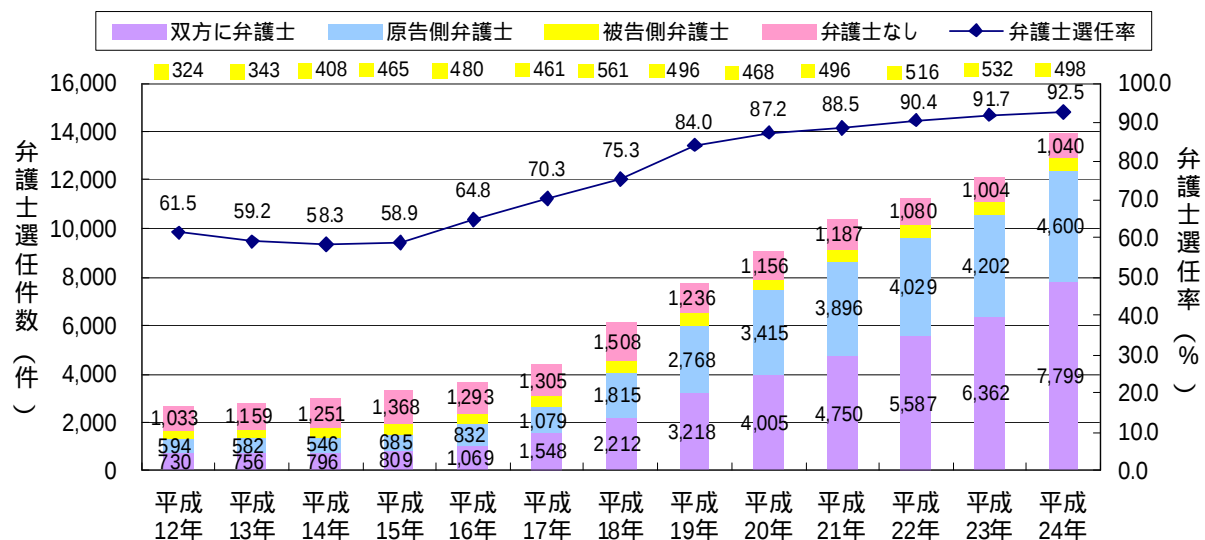


LAC調べによる。

弁護士保険販売件数は日弁連協定会社のみ(一部概算)

LAC取扱件数には、選任済み(依頼者が自身で弁護士を選任した案件)の件数も含まれる。

【図2 2】 弁護士選任の内訳及び選任率の推移(簡易裁判所通常訴訟事件(交通損害賠償))



少額訴訟から移行した事件は含まない。

弁護士選任率は、双方または一方に弁護士が就いた事件の割合である。

○ 弁護士保険の広がり²⁷

²⁶ なお、簡易裁判所における少額訴訟事件の交通事故による損害賠償請求訴訟及び少額訴訟から通常訴訟へ移行した交通事故による損害賠償請求訴訟については、事件数については、近時、いずれも減少傾向が見られるが、弁護士選任率は、前者については、平成12年に5.5%であったものが平成23年には15.9%に、後者については、平成12年に54.7%であったものが84.2%に、それぞれ上昇している。

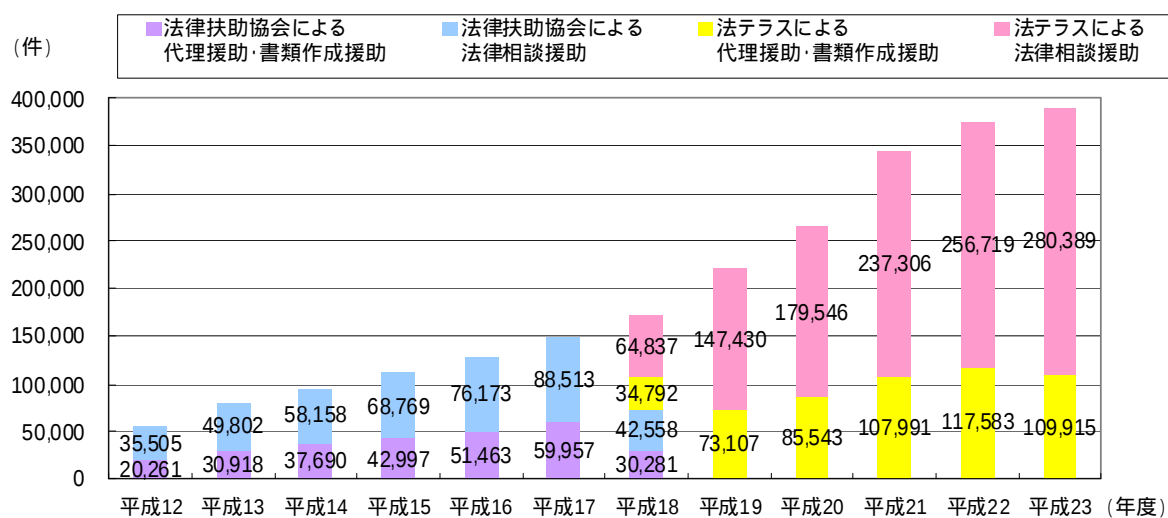
²⁷ なお、弁護士保険の問題点としては、弁護士費用が保険給付によって補われることから、安易に訴訟が提起され、濫訴が増える可能性があること、弁護士保険を利用した法律相談や訴訟の受任の場合、確実に保険者より保険給付という形で報酬を得られることから、受任弁護士が誠実に執務を行わないのではないかという疑念を持たれるおそれがあること(これに対しては、約款上、受任弁護士に執務に関する報告書の提出が求められており、現行の運用では、LACにおいて、保険会社の報告書も資料とした上で議論し、不適切な事案については保険金の減額等もできるような態勢になっているが、今後、弁護士保険の普及・拡大により、すべての案件をLACで判断するのは事実上不可能であり、その対応が課題になる。) 、弁護士報酬は、被保険者である依頼者と受任弁護士との受任契約に基

- * 弁護士保険は、現在では自動車保険の特約として販売される例が多い。また、保険会社によっては、自動車保険に付帯された弁護士費用特約であっても、自動車事故以外の日常生活被害事故の損害賠償請求に係る弁護士費用も支払対象とされている。
- * 医事紛争では、費用が多額かつ予測困難なため訴訟提起を断念する場合も多いが、医事紛争について補償内容を100～300万円としている弁護士保険も、医療保険に付帯される形で販売されており、医事紛争で弁護士保険が広まれば、医事関係訴訟が増加する要因になるとも考えられる。

○ 民事法律扶助業務の状況

- * 我が国では、現在、民事法律扶助として、総合法律支援法に基づき、法テラスにおいて、資力が乏しく民事裁判手続等に必要な費用を支払うことができない者に対し、無料での法律相談（法律相談援助）や、弁護士又は司法書士の費用等の立替え（代理援助、書類作成援助）が行われている²⁸。
- * 民事法律扶助については、財団法人法律扶助協会（以下「法律扶助協会」という。）が事業として行ってきたが、平成18年10月から法テラスが業務を開始したことを受け、法律扶助協会が行っていた民事法律扶助事業は、法テラスに引き継がれた。なお、法律扶助協会は、平成19年3月末日をもって解散した。
- * 法律扶助協会の民事法律扶助事業及び法テラスの民事法律扶助業務の援助件数は、【図23】のとおり増加している。
- * 法律相談援助に係る法律相談費は、平成19年度が約8億0769万円であったものが、平成23年度には約14億2530万円に増加しており、代理援助に係る立替金合計（常勤弁護士により援助が提供された場合の代理援助負担金を含む。）は、平成19年度が約106億7999万円であったものが、平成22年度には約161億9847万円に増加し、平成23年度は約150億1009万円に減少しているが、平成19年度と比較して高い水準で推移している²⁹。

【図23】 民事法律扶助の援助件数の推移



日弁連「弁護士白書(2006年版)」, 法テラス「法テラス白書2009年度版」及び同「平成23年度事業実績報告書」による。

平成18年度は、平成18年4月から9月までの法律扶助協会の援助件数と同年10月から平成19年3月までの法テラスの援助件数である。

づき決定されるのが原則であるが、過大請求がされた場合、保険者が弁護士報酬の価格決定に不当に関与する疑念が生じた場合、弁護士報酬の額で保険者と受任弁護士との間で見解の相違が生じた場合等の処理が、今後問題となる可能性があることなどが指摘されている(日弁連「第17回弁護士業務改革シンポジウム＜第7分科会＞(山下典孝大阪大学法科大学院教授寄稿文)」参照)。

²⁸ 総合法律支援法30条1項2号参照。

²⁹ 法テラス・脚注25・45～46頁参照。

検証検討会においては、委員から、以下のような意見があった。

- 相談機関等の充実
 - * 実情調査を通じて、第一次的なアクセス機関としての市役所や町村役場の重要性を認識した。当事者が抱えている問題を法的問題として認知させ、それを適切な紛争解決ルートに乗せる機能を高めていくことが重要であり、そのためには中核となるべき人材を養成することが重要であると思われる。
 - * 実情調査において、地域密着型の消費生活センターでは、相談員により紛争解決手段の選択についての的確な助言が行われており、法的アクセスに重要な役割を担っていることを実感した。その重要性は今後も増していくことと思われる。
 - * 市民に身近な存在としては、地方自治体の相談窓口があり、消費生活センターでは、法テラスや弁護士会と連携し、必要に応じて紛争を振り分ける機能を果たしている。行政と司法が交流・連携を深めていくことで、市民に利用しやすい仕組みができていくのではないかと。
- 弁護士の活動の充実
 - * 弁護士会では、当事者に弁護士事務所に相談に来てもらうというこれまでのスタイルから、弁護士自ら当事者の中に入ってニーズを探り、法的紛争の法的解決につなげるという「アウトリーチ」のスタイルに変えていかなければならないとの議論がされている。最近では、若い世代の弁護士が、被災地の仮設住宅等を回って被災者の相談をするという活動をしているが、こうしたスタイルの活動が、これから弁護士活動のあるべき姿であると考えられる。
 - * 当事者は自分が抱えている問題が法的紛争であるかなかなか分からず、市役所等で相談して指摘されて初めて法的紛争を認知することがある。しかし、法的紛争を認知しても相談だけで終わってしまい、法的紛争を解決するための司法アクセスにつながらないものが多い。当事者が法的紛争を認知した上で、法的解決ルートに乗せることが必要であり、そこでの弁護士の役割は大きい。司法アクセスを改善するためには弁護士数の増加だけではなく、弁護士への心理的・物理的な距離感等を縮めるような改革も必要である。
 - * これまでは行政に任せていた福祉の分野においても、法的に解決すべき事案があることが分かりつつある。今後、行政とのいわば端境にある分野で、弁護士を通じて法的に解決すべき事案が増えていくであろう。
- インターネットの普及の影響
 - * インターネットで情報検索をすることで弁護士を探すこともできるようになっており、インターネットの普及は弁護士へのアクセスにも大きな影響を及ぼしている。
 - * インターネットで情報検索することで自ら抱える問題が法的紛争であると認知し、さらには弁護士へアクセスするに至ることもある。インターネットを利用している世代が高齢化すれば、高齢者自身がインターネットを利用していることとなり、法的紛争の認知や顕在化の様相は現在とは異なるものとなる可能性がある。
 - * 一般人の立場からすると、法律事務所はまだまだ非日常的で敷居が高い。何か困ったことがあると、法律事務所に行くよりも前にインターネットで情報検索をし、それを見て弁護士等に相談した方が良いかどうかを判断していると思われ、そこではインターネットによる振り分け機能が発揮されているといえる。今後もインターネットの有用性は増していくであろう。
- 法的解決のコスト（弁護士保険の影響）
 - * 法的紛争を法的解決ルートに乗せるためには弁護士へのアクセスが重要であるが、コストの問題があい路になっているように感じる。法的サービスを必要としているのに、弁護士費用の負担を恐れて弁護士に委任しないということがあるのではないかと。弁護士保険はこうした問題を解決する最大のポイントであり、今後、

ドイツのように弁護士保険が普及するためにどのような条件整備が必要かを考えることになる。

- * 物損の交通事故では損害額が少額であることから、これまでは法的な紛争があってもそのままになってしまい、暗数が相当多かったのではないかと思う。LACは損害額が少額であっても弁護士が受任しやすい仕組みになっており、今後も販売件数が増えるにしたがって埋もれていた物損の交通事故の紛争が顕在化するのではないかと思う。日本でもドイツのように弁護士保険が普及することが期待される。
- 法的紛争の動向全般について
 - * 日本の若者の大きな特徴は、孤独ということにある。OECD加盟 25 か国を対象に行われた 15 歳の意識調査（2007 年）において「孤独を感じる」とした回答は、日本が 30%近くと突出して多い。日本の子供は、外で友達と遊び、けんかをしたり仲直りをしたりするという人間的な接触をするという時間や経験が少ない。このようなコミュニケーション能力が低い子供が大人になるのであるから、今後、法的紛争が減少する傾向になるとは思われない。自分自身では紛争を解決することができず、第三者に紛争解決を委ねざるを得ないであろう。
 - * 法的アクセスの容易化、インターネットの普及、価値観の変化等の法的紛争を増加させる要因がある一方で、人口の減少、他人との接触機会の減少といった法的紛争を減少させる要因もある。

2.3 調査結果等の分析

法的紛争一般の動向としては、社会内に多数の潜在的紛争が存在することがうかがわれるが、少子高齢化等の社会の変容、紛争の法的解決に対する意識等の変化、法曹人口の増加等による法的アクセスの容易化といった諸要因の影響により、紛争の量的側面に着目すれば、社会内に潜在化していた紛争が法的紛争として顕在化し、法的紛争が増加することが見込まれ、紛争の質的側面に着目すれば、法的紛争がより複雑化・多様化し、事案によっては紛争が先鋭化する可能性があるものと評価できよう。

2.3.1 潜在的紛争の存在

- * 裁判外の紛争の実情として各種相談機関の活動状況を見ると、各種相談機関に多数の相談が持ち込まれており、裁判所に持ち込まれている事件は、いわば氷山の一角にすぎないことが指摘できる。この点については、紛争行動調査の結果からも見て取れるところであり³⁰、裁判外では相当な数の紛争が発生している実情があるといえよう。
- * このように多数存在する裁判外の紛争が、どの程度法的紛争として顕在化しているのかを見てみると、国内実情調査では、法的紛争を潜在化させる方向に働く要因として、「紛争を好まない風土等」、「法的解決を躊躇する意識」、「コミュニティ内での紛争の解消」、「法的解決に対する経済的インセンティブのなさ」、「法的解決の時間的・金銭的成本」、「法的アクセスの不十分」といった諸要因が指摘され、法的解決を必要とする多数の紛争が社会内に潜在化している実情がうかがわれた。特に、地方部の実情調査においては、事件が「沈んだ」状態になるという印象的な表現を用いて、法的解決が必要な紛争を抱えているにもかかわらず、費用をかけてまで紛争を解決しようとするインセンティブが生じず、紛争が放置されている実情が紹介されたところである。
- * 以上の諸要因は、いずれも法的紛争を潜在化させるものと考えられるが、これらに加え、国内実情調査では、

³⁰ 前掲脚注5参照。

弁護士による法律相談に対する確かなニーズの存在が実感として語られ、また、消費者紛争においては膨大な暗数が存在している旨が指摘されるなど、法的解決が必要な紛争が多数潜在化している実情も見て取れたところである。

- * 以上のような諸事情を踏まえれば、裁判外の紛争の実情として、各種相談機関には多数の相談が持ち込まれているが、社会内には、更に多数の潜在的紛争が存在している実情があるものと考えられよう。

2.3.2 法的紛争の顕在化

○ 社会の変容

- * 社会の変容という観点から法的紛争の動向について検討すると、我が国では急速に少子高齢化が進行し、これに伴って死亡者数の増加が見込まれているところであり（【図 10】のとおり、平成 23 年の死亡者数は年間 120 万人以上に達し、2040 年（平成 52 年）の死亡者数は年間 160 万人以上と推計されている。）、遺産紛争の増加は避けられないものと考えられる。また、認知症高齢者の増加や要介護認定率の上昇は、生前の財産管理をめぐる紛争等を増加・深刻化させ、相続人の高齢化は、再転相続や代襲相続による紛争の複雑化を招く要因となり、少子化・核家族化による世帯の縮小等は、きょうだいが少なくなること遺産争いにおいて緩衝役が不在となり、争いが熾烈になるなど、親族間の対立を先鋭化させる要因になっているものと考えられる。さらに、地方部の実情調査では、各相続人が遠隔地に分散して居住しており、円滑な紛争解決を困難にしている場合があることが紹介されており、社会の流動化の進行も、遺産紛争の解決を困難にする要因の一つになっているものと考えられる。

さらに、少子化の進行を背景に、離婚事件においても、女性だけでなく男性も子の養育に強い関心を示す傾向が見られたり、孫が少なくなった祖父母の意向が影響するなどして、親権や面会交流での争いが複雑化・先鋭化する旨の指摘がされており、今後、遺産紛争のみならず、家庭内の紛争全般について、質的な複雑化・先鋭化が進むことも予想されるところである。

また、高齢化の進行は、遺産紛争だけではなく、高齢者の消費者被害や虐待の問題など、様々な法的紛争を招く要因にもなっているといえ、紛争の多様化も進むことが見込まれる。

- * 家族観や家族規範の多様化という観点からは、高齢社会等ヒアリングにおいて、親と同居する子は直系家族的規範により財産を多く相続することを期待するが、親と別居している子は核家族的規範により法制度に基づく均等な相続を期待し、遺産紛争が深刻化することが指摘されたが、国内実情調査においても、もらえるものはもらいたいという意識の強まりなど、上記の指摘を裏付けるような実感が語られた。こうした事情に加え、子育て世代である 30 代の所得が低下傾向にある旨の指摘もされている一方で、資産が高齢者に偏在し、かつ、一般に分割に困難を伴う不動産が中心で持ち家率の高い現状からは、遺産紛争の一層の先鋭化が予想される。
- * なお、少子高齢化を中心とした社会の変容を背景に、家族の機能や地域コミュニティの機能が低下していることも指摘されているが、こうした変化は、これまで地域や家庭の中で解消されてきた紛争を法的紛争として顕在化させることにつながるものと考えられるのであり、国内実情調査においても、遺産紛争について相続開始後間もない事件が裁判所に持ち込まれている実情が紹介されたところである。他方で、地域ネットワークの希薄化により紛争を適切な紛争解決機関に結び付けることができず、紛争を潜在化させることにつながる旨の指摘もされているところであるが、今後、法曹人口の増加等を背景に、法的紛争解決機関へのアクセスが更に充実すれば、これまで以上に、本来であれば法的に解決すべき紛争が適切な紛争解決プロセスに結び付けられることになろう。

○ 意識等の変化

- * 国内実情調査においては、法的解決を躊躇する意識が薄らいでいるという実感が指摘されているところであ

るが、民事裁判制度に関する意識調査においても、裁判を躊躇する理由は、金銭的・時間的コストが多く、相手方との対立を避けたい、世間体が悪い、多くの人に知られたくないといった一般に裁判躊躇理由として主張される文化的要因を理由とするものは少ない旨が指摘されており³¹、紛争の法的解決を躊躇する意識は、弱まってきていると考えられる。

- * また、国内実情調査では、各地の相談機関等において様々な広報・啓発活動が行われている実情が紹介されたところであるが、法務省においても法教育の進展に向けた取組が続けられており、こうした法教育に関する取組は、今後、一層充実したものとなっていくことが見込まれるところである³²。そして、こうした法教育に関する取組は、紛争の法的な解決を求める傾向を強める要因になり得るものといえよう。

○ 法的アクセスの容易化

- * 国内実情調査では、地方自治体や消費生活センター等の行政機関における相談業務が、紛争を法的に解決するための第一次的なアクセス機関として重要な役割を果たしている実情が明らかとなり、検証検討会の委員からも、これらの行政機関の役割の重要性が指摘されたところである。今後、こうした各種相談機関の活動が充実し、各紛争解決機関との連携が強化されれば、これまで潜在化していた法的解決を必要とする紛争が、より一層顕在化することにつながるものと思われる。
- * 弁護士の活動について見ると、公設事務所や法律相談センターが全国各地に設置され、法テラスの法律相談援助の件数も増加傾向にあるが、法曹人口の増加を背景に法的アクセスが更に充実すれば、これまで潜在化していた紛争について、弁護士による相談等を通じて法的な解決が選択され、法的紛争として顕在化することにつながるものと考えられる³³。また、検証検討会の委員からは、弁護士の「アウトリーチ」のスタイルが紹介されたが、弁護士の職務スタイルがこのように法的サービスを一層充実させる方向に変化していけば、法的紛争の顕在化及び裁判事件の増加という傾向は、更に強まっていくものと考えられる。なお、司法書士や行政書士等の隣接法律専門職の人口も増加しており、こうした隣接法律専門職の動向も、これまで潜在化していた紛争を顕在化させる要因になるものと考えられる。
- * 法的解決の金銭的コストの問題は、民事裁判制度に関する意識調査においても裁判を躊躇する主な理由に挙げられているところである³⁴。そして、この点に関しては、検証検討会の委員から、弁護士保険が、法的サービスを必要としているのに弁護士費用の負担を恐れて弁護士に委任しないという問題を解決する最大のポイントである旨が指摘されているところであり、弁護士保険の動向は、法的紛争一般の動向に大きな影響を及ぼし得る要因といえよう。弁護士保険の普及は今後の課題といえるが、近時、L A C の取組等を通じて弁護士保険の販売及び利用が拡大しており、検証検討会の委員からも、L A C は損害額が少額であっても弁護士が受任しやすい仕組みになっており、今後も販売件数が増えるにしたがって埋もれていた物損の交通事故の紛争が顕在化するのではないかとの意見が示されている。さらに、弁護士保険は、現在のところ、自動車保険の付帯特

³¹ 前掲脚注 13 参照。

³² 前掲脚注 14 参照。なお、第4回報告書施策編において、「法教育の浸透や国民への啓発活動の推進」として、法教育の浸透や国民への啓発活動の推進等の点について、検討を進める」との施策を提示しているところであり(第4回報告書施策編 42 頁)、これらに関する取組の継続が望まれよう。

³³ 第4回報告書施策編では、「弁護士へのアクセスの強化」として、「弁護士の早期関与は事件の迅速・適正な解決にとって極めて有用であるので、訴訟事件に限らず、法的紛争全般において国民が紛争の初期段階で弁護士に容易にアクセスすることができるよう、弁護士の活動領域を訴訟外にも拡大することについて検討を進めるとともに、あらゆる地域で弁護士へのアクセスが容易になるように、弁護士人口の増加や過疎・偏在解消の進捗状況等を勘案しながら、法テラスの一層の整備・充実を始めとする弁護士の過疎・偏在解消のための施策を更に前進させることについて検討を進める。」との施策を提示しているところであり(第4回報告書施策編 87 頁)、その動向を引き続き注視していく必要がある。また、第4回報告書施策編では、弁護士へのアクセスに関連して、「弁護士に関する適切な情報開示等」として、「国民に対する弁護士に関する適切な情報開示や広報の拡充について、弁護士の業態との関係、弁護士会の役割や広告規制の在り方等にも留意しつつ、ホームページの改善を図るほか、専門認定制度の創設の可否や相当性も含めて検討を進める。」との施策を提示しているところであり(同頁)、今後の検討が望まれよう。

³⁴ 前掲脚注 4 参照。

約として自動車事故の事案を中心に利用されているようであるが、保険の対象となる事故の範囲に広がりも見られるようであり、今後、多様な紛争類型において弁護士保険が活用されれば、潜在的な紛争が顕在化し、裁判事件の動向に大きな影響を及ぼすことになるものと考えられる。

また、法的解決の金銭的コストの問題に対しては、弁護士保険のほか、民事法律扶助制度が重要な役割を果たしており、その拡充が進めば、法的紛争の更なる顕在化・増加につながるものと考えられるが、民事法律扶助の援助件数は全体として増加傾向にあり、これが裁判事件の動向に及ぼす影響についても、引き続き注視していく必要がある³⁵。

- * インターネットは、紛争解決機関へのアクセスの端緒としてのみならず、紛争当事者が自ら法的知識を獲得する手段としても広く活用されており、インターネットの普及は、法的紛争一般の動向に大きな影響を及ぼすものと考えられる。この点については、検証検討会の委員からも、法的アクセスが容易になるとともに、基本的な法律知識を得ることで無理な主張を行うことなく紛争解決に至るという側面がある一方で、自己に有利な情報に固執することで話し合いによる紛争解決を困難にする場合があるとの指摘がされており、国内実情調査においても同様の指摘がされたところである。

今後、インターネットは、法的アクセスの面でも、法的知識の獲得の面でも、その重要性を増していくものと考えられ、法的紛争の動向に与える影響は更に大きくなることが見込まれるが、インターネットには紛争解決を容易にする面と困難にする面の両面があると考えられるため、その適切な活用が期待される。

また、インターネットの普及により、消費者紛争の分野等でインターネットに関連する様々な紛争が生じており、今後もインターネットに関連して紛争の多様化が進むことも予想される。

○ その他

- * 検証検討会においては、主にいわゆる市民紛争や家族紛争を念頭に置いて紛争の発生から解決に至るプロセスや紛争の動向について調査を行ってきたが、国際化や企業の意識の変化といった要因も紛争の動向に大きな影響を与えるものと思われる。企業活動の国際化も進んでおり、国際的な企業間紛争が増加する可能性もある。そして、こうした国際化や企業の意識の変化といった要因は、量的には紛争ないし裁判事件を増加させ、また、質的には新規の問題点を含んだ複雑困難な紛争を増加させ、紛争を多様化させる要因になり得るものと思われる。

○ 法的紛争一般についての今後の動向

- * 各種調査の結果を整理・分析すると、法的紛争の顕在化を抑制すると考えられる諸要因は、近時、いずれも弱まる方向で変容し、紛争を増加させる方向で社会の変容が進んでいる実情が見て取れる一方で、法的アクセスや紛争解決のコストの状況は、法的紛争の顕在化を容易にし、かつ、紛争の法的解決を促進する方向で変化しているものと考えられる。また、こうした変化は、紛争の質にも影響を及ぼしており、紛争の複雑化や多様化が進み、事案によっては紛争の先鋭化が進む傾向が強まっていくのではないかとと思われる。そして、こうした変化は、今後、更に進んでいくことが予想される。
- * 他方、我が国においては、少子高齢化の進行によって、平成 19 年以降、死亡数が出生数を上回る傾向が明確になり、今後、人口が減少していくことが明らかとなっているが（【図 5】及び【図 9】参照）、こうした人口の減少は、紛争を減少させる要因になるとも考えられるところである。

しかし、年間死亡者数は 2040 年（平成 52 年）頃まで増加を続け、その後も高水準で推移する見込みであり（【図 10】参照）、少なくとも遺産紛争については、当面、増加傾向が続くものと考えられる。また、高齢化

³⁵ 第 4 回報告書施策編においても、「民事法律扶助や権利保護保険の拡充」として、「経済的理由で弁護士にアクセスすることができない国民に対し、弁護士へのアクセスをより容易なものとするために、必要な前提条件を整備しつつ、民事法律扶助制度の拡充を図ることについて、給付制や負担金制の導入の可否や相当性も含めて検討を進める。また、同様の観点から、権利保護保険の拡充を図ることについて検討を進める。」との施策を提示しているところである（第 4 回報告書施策編 87 頁）。

の進行に伴って高齢者人口も増加し、2010 年（平成 22 年）時点で約 2900 万人であった高齢者人口は、2040 年（平成 52 年）には約 3900 万人に達し（【図 5】参照）、その後も高水準で推移することが見込まれているところ、高齢者の増加は、高齢者に偏在した資産の管理等をめぐる争いや高齢者の消費者被害を招くものと考えられる。前者については、統計上も高齢者へ財産が偏在しているのが実情であるところ、国内実情調査では、法律相談業務に従事する弁護士から、成年後見に関する相談を通じて高齢者である親の財産管理をめぐる親族間の紛争が明らかになる場合が多いとの実情が指摘されたところであり、後者については、近時、高齢者世代の消費生活相談が増加傾向にあることが統計上うかがわれるなど（【図 13】及び【図 14】参照）、今後、高齢者の財産管理をめぐる紛争や高齢者の消費者被害の増加が見込まれるといえよう。

また、国内実情調査では、例えば、相続人が減少することによって相続人間の対立がかえって先鋭化するなど、少子化が紛争を生じさせる要因にもなる実情が示され、検証検討会の委員からも、少子化の進行と関連して、日本の子供は人間的な接触をする時間や経験が少なく、自分では紛争を解決することができなくなっており、今後、法的紛争が減少する傾向になるとは思われないとの指摘がされており、少子高齢化を中心とする社会の変容を背景に、社会全体として法的紛争が顕在化ないし増加しやすい状況になっていく可能性もあるといえよう。さらに、意識等の変化や法的アクセスの容易化といった観点からも、従来であれば潜在化していたような紛争が顕在化する傾向が強まり、法的紛争が増加することが見込まれるところである。

こうした事情を総合すると、人口減少という要素は、確かに紛争を減少させる大きな要因になるものではあるが、この点を考慮しても、社会全体の法的紛争一般の動向としては、今後、法的紛争の顕在化・増加が進行する方向にあるものと評価すべきであろう。

- * このような検討を踏まえると、今後の法的紛争一般の動向としては、中長期的な視点で見た場合、紛争の量的側面に着目すれば、法的紛争の顕在化・増加が見込まれ、裁判事件の動向にも影響を及ぼす可能性があるものと評価でき、紛争の質的側面に着目すれば、法的紛争がより複雑化・多様化し、事案によっては先鋭化する可能性があると評価できよう。

潜在的紛争の存在

紛争の実情

各種相談機関における多数の相談案件の存在

→ (地方自治体・消費生活センター・商工会議所
法テラス 弁護士会法律相談センター等)

潜在化の実情

紛争を潜在化させる諸要因

紛争を好まない風土

コミュニティでの紛争の解消

法的解決の経済的インセンティブのなさ

時間的・金銭的成本

法的解決を躊躇する意識

法的アクセスの不十分

潜在的紛争の存在を示唆する事情

法的解決に対する潜在的ニーズ

膨大な暗数の指摘

→ 裁判所に持ち込まれる事件は氷山の一角

社会内には多数の潜在的紛争が存在

潜在的紛争を顕在化させる諸要因

社会の変容

少子高齢化等の進行

家族観及び家族規範の多様化

地域コミュニティの弱まり

国際化の進展

意識等の変化

法的解決を躊躇する意識の変化

法教育の進展

企業の法意識の変化

法的アクセスの容易化

法曹人口の増加

弁護士へのアクセスの充実

相談機関の活動の充実

インターネットの普及

弁護士保険・法律扶助の普及・充実

紛争を潜在化させる諸要因の弱まり

法的解決を指向

紛争の質的变化

法的紛争一般の動向・・・

法的紛争の顕在化・増加

法的紛争の複雑化・多様化・先鋭化